

2. 基本計画

- 目 次 -

III基本計画 「市民総幸福の最大化」をめざして	1
方針1. 産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します	
施策1 新経済戦略による「新グリーン経済」の構築.....	6
施策2 地域特性を活かした農林業の振興.....	8
施策3 つくり育てる漁業・海業の振興.....	12
方針2. 京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさつをつくります	
施策4 四季を通じた滞在型観光の促進.....	14
施策5 「スポーツ観光」による交流の推進.....	16
方針3. 次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります	
施策6 美しい自然環境の次代への継承.....	18
施策7 新エネルギーの有効活用.....	20
施策8 ごみ・廃棄物の適正処理.....	22
施策9 循環型社会の構築.....	24
方針4. 生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します	
施策10 大長寿を享受できる健康づくりの推進.....	26
施策11 地域包括医療・ケア体制の充実.....	28
方針5. 災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります	
施策12 地域ぐるみによる消防・防災体制の充実.....	30
施策13 安心な生活を確保する防犯・交通安全対策の推進.....	33
方針6. 地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します	
施策14 計画的な土地利用の推進.....	35
施策15 北近畿新時代へ飛躍する道路ネットワークの充実.....	37
施策16 安全でうるおいのある住環境の整備.....	39
施策17 まちの活性化を図る公共交通の充実.....	41
施策18 きれいな水を美しくかえす上下水道整備の推進.....	43
施策19 情報基盤を活用した市民サービスの向上.....	45
方針7. 支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します	
施策20 共に生き、支え合い、助け合う地域福祉の推進.....	47
施策21 地域の中で共に生きる障害者福祉の推進.....	49
施策22 生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進.....	51
方針8. 参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます	
施策23 市民協働によるまちづくりの推進.....	53
施策24 人権を尊重するまちづくりの推進.....	55
施策25 男女共同参画社会の形成.....	57
施策26 コミュニティ活動の充実による地域活性化.....	59
施策27 国際交流と地域間交流による多文化共生.....	61
方針9. 夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます	
施策28 子育て支援の総合的な推進.....	63
施策29 未来を拓く学校教育の充実.....	66
施策30 多様な学びを支援する社会教育の充実.....	69
施策31 芸術・文化を活かしたまちづくりの推進.....	71
方針10. 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営	
施策32 幸福度指標を活用した施策点検.....	73
施策33 効率的・効果的な行財政運営.....	75
施策34 その他基礎的な事務事業.....	79

III 基本計画

「市民総幸福の最大化」をめざして

市民総参加で持続発展する京丹後市へ

少子高齢化、人口減少等が進む中、住みたいまち、住み続けたいまちづくりのため、豊かな自然、健康長寿など本市の魅力や特色を活かしながら、産業と雇用の振興、本市の強みである再生可能エネルギーの地域展開による環境未来都市をめざすとともに、ひとづくり、社会基盤整備、健全な行政運営、他地域との交流を図りながら、市民一人ひとりの真の喜びと市民総幸福の最大化、限りない増進と発展を展望し、さまざまな分野・施策により市民総参加のまちづくりを進めます。

1.産業の総合的な振興

◇商工業の振興

地域経済の発展と豊かな市民生活の実現 ～商工業総合振興条例の推進～

本市企業の経営安定・成長発展への支援、企業立地の推進など、商工業の総合的な振興を図り、多様で活力のある地域経済の発展と豊かな市民生活の実現を図るため、施策を体系的かつ効果的に実施していくための基本事項などを定めた「京丹後市商工業総合振興条例」に基づく「京丹後市新経済戦略」を推進し、商工業振興や企業立地に関する具体的な施策を積極的に展開します。



基本戦略 <4つの柱>

1. 企業の経営安定と再生支援
2. 企業の成長支援
3. 新規創業と新産業の創出
4. 企業誘致の推進

未来開拓戦略

1. 再生エネルギーや環境循環を経済活動に展開するグリーン経済の実現
2. 農林漁業と商工観光業との連携による、京丹後型「農商工観連携」の推進
3. 大都市圏との違い距離をむしろプラスに変える＜豊かな自然環境と充足した通信インフラを活用した京丹後型ワークスタイルの創造＞

◇農林水産業の振興

担い手の確保・育成を図りながら農林水産物をブランド化

本市農業の活性化をめざし、農業経営基盤の安定化に努めるとともに、6次産業化の推進や農林水産物のブランド化など、本市の特徴を活かした農林水産業を推進します。また、優良農地の確保と有害鳥獣対策に努めるとともに、森林環境・景観の保全を図ります。



1. 農業・林業・水産業の担い手確保、育成、支援
2. 農地の保全、維持
3. 6次産業化、新たな流通対策への支援
4. 特色ある農産物の産地化支援
5. 農業基盤の整備
6. 有害鳥獣対策の推進
7. 都市と農村との交流
8. 林業基盤の整備
9. 林産物の生産
10. 漁港整備

2. 環境と調和したスマートコミュニティの構築

グリーン・ウェルネスな新公共交通体系の構築

広大な市域において、住民生活の維持、発展に欠かせない各種公共交通の活性化により持続可能な地域づくりを形成するため、グリーン・ウェルネスな新公共交通体系の構築と環境調和・健康未来創造スマートコミュニティを構築し、観光の活性化や再生可能エネルギーの地域展開、伝統産業の再生と未来型グリーン産業を産官学連携のもと創造することにより、まちを活性化します。



1. グリーン・ウェルネス新公共交通体系の実現（公共交通外出支援による健康観の向上）
2. 地域包括ケアの推進（健康長寿、介護予防、生活支援）
3. 観光活性化（海の京都、観光プログラム開発販売）
4. 伝統産業の再生と未来型グリーン産業の創造（新シルク産業の創造）
5. 大学連携（域学連携参加大学との研究開発、京丹後夢まち創り大学）
6. 再生可能エネルギーの地域展開（バイオガス、太陽光、木質チップ等のエネルギー活用）
7. 最先端のICTタウン化（各分野との最先端情報通信技術を総合的に構築、連携）

※グリーン・ウェルネスとは、環境に配慮した健康志向のことです。

※スマートコミュニティとは、家庭やオフィス、交通システムなどをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。

※未来型グリーン産業とは、廃棄物の再利用など環境に配慮した新たな産業のことです。

3. 若者が定着するまちへ

若者を中心とした活気あるまちづくり

若者の進学や若者の都会志向、就職に伴う大都市圏への流出が、社会動態（転入・転出）における減少傾向の大きな要因であり、生産年齢人口を増加させるためにも、大都市圏へ流出した若者層のUターン志向を促し、転出をいかに食い止めるかがポイントとなります。

そこで、働く、住む、暮らし続けられる環境を整備し、若者が住みたくなるまちづくりに力を注ぐとともに、若者層から子育て世代をターゲットに絞った重点的な支援策に取り組むことで、若者定住の増加、少子化の解消、まちの発展につながる好循環をめざします。



■若者の就職支援

- ・就職セミナーの開催による企業と若者人材とのマッチング、U・Iターン就職促進施策の推進等により若者の地元就職を支援します。



■若者後継者を育成支援

- ・漁業、農業等の後継者を育成するため、若者への体験学習の機会を創出します。



■空き家を活用した若者定住

- ・空き家情報バンク、空き家改修補助金など有効な情報を積極的に提供します。



■スポーツイベントによる活性化

- ・スポーツのまちづくりによる地域の活性化により、年中若者でにぎわうまちをめざします。

■活力ある魅力的な都市景観の形成

- ・都市基盤の整備や商業機能の集積を図り、活力ある魅力的な都市景観を形成し、若者のにぎわいを創出します。



■情報通信基盤の進展



- ・最先端のICTタウン化を進め、テレワークなど新たなワークスタイルを推進します。

※ICTタウン：情報通信技術を活用し、あらゆる分野を情報基盤で結ぶまち

※テレワーク：情報通信機器を活用し、時間や場所の制約を受けずに、働くことができる形態

4. 多種多様な施策で総合的に「定住促進」

住みたい、住み続けたいまちづくり



全国の人口は、少子化の進展にともない急速に減少していくことが予測されています。

本市では働き手・担い手である若者の流出をくい止め、さらに定住させ、地域のにぎわいを創出していくことが、喫緊の課題となっています。また、少子化対策としては、保育環境の整備だけにとどまらず、これまで行政がほとんど踏み込んでいなかった結婚支援までもが求められています。

若者の働く場を創出し、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、地域活力を維持し、「住みたいまちづくり」、「住み続けたいまちづくり」の実現に向け、多種多様な施策を総合的に展開し、定住の促進を図ります。

■雇用の確保

- ・「商工業総合振興条例」に基づく「新経済戦略」の推進により雇用の確保に努めます。



■婚活支援

- ・婚活支援センター設置による結婚希望者の掘り起こしなど、婚活をまるごとサポートします。



■妊娠・出産支援

- ・不妊治療助成、妊婦健康診査、乳幼児健康診査などの支援体制を確保します。



■子育て・育児支援

- ・保育時間の延長や休日保育、放課後児童クラブなど各種保育行政のさらなる充実を図ります。

■都市計画の推進

- ・土地利用の規制と誘導により災害に強く、快適で住みやすいまちづくりを進めるとともに、都市機能を用途別に集積し、便利で住みやすくにぎわいのあるまちづくりを促進します。



■住環境の整備

- ・公営住宅や下水道の整備、木造住宅の耐震化を推進します。

■地域包括医療・ケア体制の充実

- ・保健、医療、介護、福祉サービスが切れ目なく受けられる体制の構築を進めます。



■教育環境の充実

- ・小中一貫教育の実施、スクールサポーターの設置など確かな学力・豊かな人間性を育みます。

■安全・安心なまちづくり

- ・各種機関と連携した防犯活動を実施するとともに、防災体制を強化します。



■公共交通の確保

- ・低運賃バス、鉄道、電気タクシーにより公共交通空白地の解消に努めます。

■インフラ整備

- ・市内道路、橋梁、河川、公園の整備など快適で住みやすいまちづくりを進めます。

■道路ネットワークの充実

- ・高速道路やアクセス道路の整備促進により、都会との時間距離を縮めます。

■市外への定住魅力発信

- ・健康長寿、自然、食文化、空き家バンク、ふるさと応援団などを活用し、魅力を発信します。



■コミュニティ活動の活性化

- ・地域コミュニティ活動を支援し、地域の魅力を高め、定住につなげます。



5. 「幸福度指標」を活かして総合計画を立体化



まちづくりの羅針盤として、総合計画を点検、施策に反映



市民幸せ度アンケート及び統計データによる幸福度指標の推移により、施策や制度が「市民総幸福の最大化」に向かっているのか点検するとともに、第2次京丹後市総合計画の見直しや予算の重点配分など、幸福度を高める施策体系の再評価を行うことで、総合計画の立体化を図ります。なお、市民幸せ度アンケートは隔年ごとに行い、統計データ等を活用して指標化する「客観指標」と市民の意識調査による「主観指標」を用いて、施策に反映します。

【分野別指標項目】

- ・幸福度指標は6つの分野で構成

①経済（所得、産業）



②快適環境（自然環境、生活環境、循環型社会）



③健康長寿（健康、福祉、医療）



④子育て・教育（子育て、教育）



⑤安心・安全（生活空間、消費、防犯・交通安全、防災）



⑥ふれあい（定住、地域、人権・男女共同参画、文化交流）



まちづくりの目標

1. 歴史・文化、地場産業等の 地域資源を活かしたまち

基本方針. 1

産業基盤の維持・発展を図るとともに

京丹後型「新グリーン経済」を構築します

【策】1 新経済戦略による「新グリーン経済」の構築

施策の目的

商工業の振興と未来志向型産業・ワークスタイルの創造に向けた取り組みを行い、地域経済を発展させるとともに、地域雇用を維持・拡大させ、市民生活の向上と定住基盤の確保を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・商業等においては、人口減少・高齢化による地域消費力の低下や購買力の流出により、年間商品販売額が減少しています。
- ・工業においては、基幹産業である織物業が長期低迷の状況にあり、機械金属業も輸出関連産業を中心に厳しい状況が続いています。
- ・就業者総数は平成12年～平成22年の10年間で21.8%減少しており、平成21年夏から国・府平均を上回っていた有効求人倍率も、平成26年度に入り再び下回る状況となっています。
- ・平成25年9月に「商工業総合振興条例」を制定するとともに、「新経済戦略」を策定し、施行しています。

【課題】

- ・既存産業・事業所の縮小・減少を抑制するとともに成長させることが必要です。
- ・新たな産業・事業を創出し、産業規模を拡大させるとともに、時代に即した産業構造にゆりやかに近づけていくことが必要です。
- ・産業振興を通じて地域雇用の維持・開発を図るとともに、雇用のミスマッチを解消することが必要です。

施策方針(めざす姿)

伝統産業である織物業や基幹産業である機械金属業をはじめ、市内産業・市内事業所・商店街等の維持・再生・発展を図るとともに、京丹後市の特性を活用した未来志向型の産業・ワークスタイルを創造します。

また、新たな産業・新たな事業所の創出を図り、雇用・就業機会の開発と就業を促進し、就労人口を増加させます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
全従業員数 （経済センサス活動 産業横断 企業集計 確報 基準）	人	22,013（H24）	23,000
工業製品等出荷額（工業統計調査基準）	億円	654.3（H24）	720
商業年間商品販売額 （経済センサス活動 卸売業・小売業 卸売・小売計）	億円	584.2（H24）	640
年平均地元有効求人倍率	%	0.98	1.2

行政の主な取組

①市内企業等の経営安定と再生支援

○経営基盤の維持・強化や経営改善・事業再生への取り組みを支援し、企業の経営安定化と再生を図るとともに、伝統産業をはじめ各産業や商店街の維持・再生を図ります。

②市内企業の成長促進及び新産業の創出

○経営革新、技術開発など企業の成長につながる積極的なチャレンジや、新たな事業分野への進出、新事業の創出への取り組みを支援し、企業の成長及び新規創業と新産業の創出を図ります。

③企業誘致の推進

○基盤整備や支援措置の実施、誘致活動等により、市内外からの企業誘致を積極的に推進します。

④新グリーン経済の実現

○グリーン経済の実現、農商工観連携等横断的な産業連携による新たな付加価値の創造、本市の地域特性・地理的特性を活用したワークスタイルの創造により「新グリーン経済」の構築をめざします。

⑤U・Iターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大

○商工業の振興を通じて雇用・就業機会の開発を図るとともに、U・Iターンや企業と人材とのマッチングの促進、人材育成等により、就労人口の拡大を図ります。

市民等の役割

- 事業の維持・発展を図り、雇用の維持・拡大に努めます。
- 企業誘致情報を市に提供します。
- 子どものUターンを促進するため、必要な情報を提供します。

■関連する主な事業

- | | |
|--------------|------------------|
| ○商工会助成事業 | ○人材育成事業 |
| ○京丹後ブランド推進事業 | ○商工業総合振興事業 |
| ○経営支援事業 | ○地域資源活用ビジネス創出事業 |
| ○企業立地推進事業 | ○商工施設管理運営事業 |
| ○織物業振興事業 | ○機械金属業振興事業 |
| ○就労支援事業 | ○産学連携推進コーディネート事業 |
| ○職業能力向上支援事業 | |

■関連する個別計画

- 京丹後市新経済戦略（平成25年9月）
- 第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）

施策 2 地域特性を活かした農林業の振興

施策の目的

本市農業の活性化をめざし、農業経営基盤の安定化に努めるとともに、6次産業化の推進や農産物のブランド化など、本市の特徴を活かした農業を推進します。また、優良農地の確保と有害鳥獣対策に努めます。

林業については、森林のもつ公益的機能の維持強化をめざし、持続可能な林業経営等に努めるとともに、森林環境・景観の保全を図ります。

現状と課題

[現状]

<農業>

- ・ 農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の拡大及び地域農業者が共同で取り組む農業用施設の維持管理に支障をきたすようになってきています。
- ・ 農産物価格の低迷が続く中、農家数、出荷額ともに減少しています。
- ・ 有害鳥獣による農作物被害は依然として高い水準にあり、農家にとっては死活問題となっています。
- ・ 滞在型市民農園「京丹後市蒲井シーサイドクラインガルテン」を整備し、都市住民との交流を図っています。

<林業>

- ・ 木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が厳しいため、森林所有者の森林整備意欲が低下し、林業労働者及び関連業種従事者の減少及び高齢化が進んでいます。
- ・ 重要松林指定地における松くい虫被害が発生しています。
- ・ 森林が荒廃し、土砂流出防止機能、水源かん養機能が低下しています。
- ・ 平成 24 年 11 月に京丹後市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を策定しています。

【課題】

＜農業＞

- ・新規就農者等の確保・育成が必要になっているとともに、個人営農から集落営農、法人化等への転換を進める必要があります。
- ・農産物の価格低迷に対応し、生産者への支援をはじめ、付加価値が高く市場競争力のある加工品の開発や農産物のブランド化が必要です。
- ・有害鳥獣被害対策を一層推進する必要があります。
- ・効率的な農作業を行うための土地利用の推進や、農業水利施設の長寿命化、農業用機械の大型化に対応できる農業基盤の整備に引き続き取り組む必要があります。
- ・地域の特性、資源を活かしながら、都市と農村の交流を推進することが必要です。

＜林業＞

- ・林業及び木材関連業種従事者の確保及び定着を図るため、継続的な支援が必要です。
- ・集落をまき込んだ森林整備（集落林業）の促進が必要です。
- ・獣害防止の効果を高めるため、猪・鹿等を里に寄せ付けない里山林整備が必要です。
- ・森林整備を行いながら資源活用を図ることが重要なため、伐採木搬出のための林道及び作業道整備が必要です。
- ・重要松林指定地は防風防砂としての保安林機能、景勝地としての観光資源として重要であるため、継続的な松くい虫防除を実施することが必要です。
- ・木材の利用促進に有効な支援が必要です。

施策方針（めざす姿）

多様な担い手の確保・育成を図りながら農地の集積を進め、生産性の向上を図るとともに、6次産業化による付加価値の高い農産物・加工品を創出し、担い手所得の向上を図ります。

また、グリーンツーリズムや農業体験による都市住民との交流を推進します。

林業については、集落と一体となり森林整備を促進、計画することにより、森林整備の効率化を進めます。また、林業においても6次産業化をめざし、市内業者と連携を図りながら木材の消費拡大を促進します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
新規就農者確保（青年就農給付金受給者）	経営体	15	70
担い手育成（認定農家・農業法人）	経営体	166	175
京力農場プラン作成集落数	集落	21	188
特別栽培米栽培面積	ha	462	600
中山間直接支払制度協定数	協定	46	50
耕作放棄地の再生面積	ha	5.9	8.0

環境保全型農業直接支払取り組み面積	ha	68.6	102.6
市内農家漁家民宿の開業軒数	軒	14	50
林業労働者	人	42	50
有害鳥獣による農作物被害額	千円	52,807	26,000
多面的機能支払交付金事業参加組織数	組織	115	120

行政の主な取組

①農業担い手の確保・育成、支援

- 地域農業を維持・発展させるため、U I J ターン者や女性、高齢者等を含めた新規就農者の確保を図り、その育成・支援に努めます。

②農地の保全・維持

- 認定農業者、法人等組織へ農地集積を進め、農地を守るとともに団地化を推進します。
- 土地利用計画の適切な運用を図り、優良な農地の保全・確保に努めます。
- 「環境にやさしい農法」の導入による自然環境の保全に努めます。

③6次産業化・新たな流通対策への支援

- 6次産業化の展開により、加工品の開発を進めるとともに、販売ルートの確保に努めます。

④特色ある農産物の産地化支援

- 液肥等を利用した安心・安全な農産物の産地化を進めます。
- 「特Aコシヒカリ」や京野菜等特産品の生産の向上に努めます。

⑤農業基盤の整備

- 多面的機能支払交付金事業の取り組み組織への支援強化を図ります。
- ため池等農業用施設の長寿命化対策及び安全対策を進めます。
- 再び場整備の要望地区事業化への援助を行います。

⑥有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣捕獲の担い手確保対策の拡充による捕獲体制の強化を図ります。
- 鳥獣被害防止総合対策を活用した防護柵の設置を支援します。
- ニホンザルの個体数調整捕獲の実施を含めた被害対策の強化を図ります。

⑦都市と農村との交流

- 農家民宿等のPRや開業セミナーに取り組みます。また、定期的に首都圏の旅行業者、学校等に市内の農家民宿プラン（修学旅行・田舎暮らし体験プラン等）を紹介し誘客を図ります。
- 滞在型市民農園「京丹後市蒲井シーサイドクラインガルテン」のPRに努め、都市住民との交流を図ります。

⑧林業基盤の整備

- 集落と一体となり森林整備を促進、計画することにより、森林整備の効率化を進めます。
- 猪・鹿等を里に寄せ付けない集落周辺の里山林の整備を進めます。
- 森林施業を効率的に行うため、森林所有者情報の共有・活用、森林所有者・境界の明確化を図ります。
- 林道・作業道の整備・改修を進めます。
- 松くい虫の防除に継続して努めます。

⑨林業担い手の確保

- 若い林業労働者の確保及び定着を図るため、共済事業及び社会保険事業にかかる経費の支援を行います。

⑩林産物の生産

- 市内事業者と連携を図りながら木材の消費拡大をめざします。
- 森林整備を進めるとともに、木質バイオマス燃料の生産と安定供給及び需要の拡大を推進します。

市民等の役割

- 積極的に農家民宿等を開業し、都市住民等を受け入れます。
- 担い手の確保や育成に積極的に協力します。
- 集落で地域農業の将来像を協議し、プラン等の作成により農地を計画的に守ります。
- 森林整備に必要な森林経営計画の策定に積極的に協力します。
- 設置した防護柵の維持管理を行い被害防止効果の向上を図ります。
- 不用果樹の除去、追い払いの実施による鳥獣被害に強い環境整備を図ります。
- 地域ぐるみの被害防除体制を整備します。
- 木材・木質燃料を積極的に活用します。

■関連する主な事業

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ○都市農村交流推進事業 | ○集落営農発展型事業 |
| ○農村6次産業推進事業 | ○水田農業振興推進事業 |
| ○農産物流通対策事業 | ○中山間地域等直接支払制度 |
| ○農業団体等育成強化事業 | ○耕作放棄地再生事業 |
| ○認定農業者対策事業 | ○環境保全型農業直接支払事業 |
| ○新規就農者総合支援事業（青年就農給付金事業） | ○土地利用調整推進事業 |
| ○丹後農業実践型学舎事業 | ○有害鳥獣捕獲事業 |
| ○再生可能エネルギー事業 | ○有害鳥獣防除事業 |
| ○多面的機能支払交付金事業 | ○猪・鹿肉処理施設運営管理事業 |
| ○団体営調査設計事業 | ○土地改良施設維持管理適正化事業 |
| ○農業競争力強化基盤整備事業 | ○農村地域防災減災事業 |
| ○農業基盤整備促進事業 | |

■関連する個別計画

- 京丹後市農業農村振興ビジョン（平成20年3月）
- 京丹後農業振興地域整備計画（平成24年3月）
- 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（平成23年6月）
- 京丹後市農産物流通戦略（平成24年3月）
- 京丹後市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（平成24年12月）
- 中山間地域等直接支払 京丹後市基本方針（平成22年7月）
- 京丹後市森林整備計画（平成23年4月）
- 京丹後市鳥獣被害防止計画（平成26年3月）
- 京丹後市緊急捕獲等計画（平成25年4月）
- 京丹後市農村環境計画（平成19年3月）

施策 3 つくり育てる漁業・海業の振興

施策の目的

漁業振興、漁村地域の活性化を図る「海業」を振興し、担い手の確保に向けて漁業に親しめる取り組みを推進します。

現状と課題

[現状]

- ・漁獲量の減少、魚価の低迷により販売収入が減少しています。
- ・漁業就業者が高齢化しており、漁協組合員数も減少しています。
- ・海・海岸・漁港の多面的な価値（環境、空気、癒し）を貴重な資源として、活かす方向で取り組んでいます。
- ・獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を進めるため、放流、中間育成などの栽培漁業や、水産資源を持続的に漁獲するための資源管理の取り組みを行っています。
- ・内水面（河川）漁業については、あゆ、うなぎ、あまご、ふな等の種苗を放流し、遊漁者へレクリエーションの場を提供し、河川環境の守り手として、親水活動に貢献しています。

[課題]

- ・漁業就業者の後継者不足と高齢化により、担い手の確保が必要となっています。
- ・消費者の魚離れに対して魚食普及施策を講じて、水産物の消費拡大による魚価の向上を図ることが必要です。
- ・久美浜湾における無酸素層や低塩分層の発生による、トリ貝・カキ養殖被害を防止するための対策が求められています。
- ・新鮮で安全な水産物の地産地消を進めるとともに、安定した供給ができる生産流通体制づくりが必要です。
- ・安心安全な水産物の提供を図るため、衛生管理型の荷捌所を整備し付加価値を高めることが必要です。

施策方針（めざす姿）

つくり育てる漁業の推進によって、安定的な漁獲量の確保を図るとともに、付加価値の高い新鮮で安全なブランド水産物の提供により、漁業経営基盤の安定化と担い手の確保をめざします。また、安全で多面的な利用が可能となる漁港やその周辺整備等により、豊かな海、海岸、漁港の魅力溢れる資源を活かして、漁村地域の活性化を図る「海業」を推進します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
漁協組合員数	人	240	240
新規就業者数	人	2	10
カニ販売額	百万円	201	224
カキ販売額	百万円	8	9
トリ貝養殖販売額	百万円	13	26
海業に係る販売額（釣筏、遊漁船、イベント等）	百万円	16	32

行政の主な取組

①海業推進プランの作成

○本市の豊かな海、海岸、漁港の魅力溢れる資源を活かし、漁村地域の活性化を図る「海業」の推進を図るため、「海業推進プラン」を作成します。

②京丹後型「漁商工観連携」の推進

○京丹後型「漁商工観連携」の推進により、水産物の地産地消を進め、漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上を図ります。

③担い手の確保・育成

○京都府と連携し、漁村地域の活性化及び海業の次世代人材等の育成を図ります。

④新鮮で安全な水産物の提供

○消費者の魚離れに対し、漁食普及施策を推進します。

○トリ貝・カキの養殖被害を防止するための環境調査等を支援します。

○自然と調和した内水面漁業を推進します。

⑤安心して漁業を営むための漁港整備

○安全で多面的に貢献できる漁港の整備を促進するとともに、周辺整備を進めます。

市民等の役割

○水産物の衛生管理等、新鮮で安全な水産物の提供に努めます。

○漁業者等の所得向上につながる漁業体験事業等の受け皿をつくります。

■関連する主な事業

○漁業振興支援事業

○海業推進事業

○内水面漁業振興支援事業

○漁港維持管理事業

○漁港整備事業

○共同利用施設設置事業

■関連する個別計画

○第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）

基本方針.2

京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさつをつくります

施策4 四季を通じた滞在型観光の促進

施策の目的

優れた観光地としての魅力を磨き、年間を通じた観光誘客を促進し、交流人口の増加による本市経済の持続的な発展、地域の活性化を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・本市の観光形態は、夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「二季型観光」となっています。
- ・近年の少子化と海水浴離れ、カニによる誘客がピークを過ぎたこと、加えて停滞する経済状況などにより観光入込客数は減少傾向にあります。
- ・世界認定を受けた山陰海岸ジオパークの海岸線の景観を中心に、内陸部には農業公園や体験施設等が点在し、観光エリアは市全域に広がっています。
- ・観光客は京阪神地方からの来訪が多く、日帰りまたは一泊の短期滞在が中心となっています。
- ・約 200 の宿泊施設を有しますが、ほとんどが収容人員 100 人未満の小規模な宿泊施設となっています。

【課題】

- ・インターチェンジ開設に合わせた受け入れ整備が必要となっています。
- ・公共交通アクセスのさらなる利便性の向上が必要です。
- ・ジオパークなどの地域資源や四季折々の魅力を活かした着地型観光商品の創出が必要です。
- ・外国人観光客の誘致による国際観光の推進が必要です。
- ・観光情報を効果的に発信することが必要です。
- ・団体旅行等の宿泊受入れ体制の整備が必要です。
- ・観光協会を中心に、民間、行政と連携した観光推進体制の強化が必要です。

施策方針（めざす姿）

豊かな自然、歴史・文化、世界認定を受けた山陰海岸ジオパーク、食材、温泉等、本市の豊富な資源を活かした観光地としての魅力をさらに磨き、交流人口の拡大によって、地域及び経済の活性化を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
年間観光入込客数	万人	176（H25）	220
年間宿泊客数	万人	35（H25）	55
年間外国人宿泊客数	人	1,303（H25）	8,300

行政の主な取組

①観光地としての魅力向上

- 世界認定を受けた山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。
- 自然や文化等の地域資源を最大限に活かした四季折々の体験観光を提供します。
- 「海の京都観光圏」の認定を踏まえ、区域内の関係者と連携し魅力ある観光地づくりを進めます。

②受け入れ態勢の充実

- 観光需要の高まるアジア圏をターゲットに外国人旅行客の積極的誘致に取り組みます。
- 団体旅行の受け入れ体制整備や、体験観光商品の販売システムづくりに取り組みます。

③観光情報の効果的な発信

- 観光客のニーズを把握し、テーマ・ターゲットを絞り込んだ効果的な情報発信に努めます。

④観光推進体制の整備

- 観光協会を中心としたプラットフォームにより、観光推進体制の強化を図ります。
- 海の京都構想に基づき、京都府及び関係市町との広域的な連携協力に努めます。
- 観光事業者、観光関係団体等が相互に連携して、観光の振興に関する取り組みが進められるよう総合調整や支援を行います。

市民等の役割

- 地域内の生活環境の美化、自然環境の保全に努めます。
- SNSを活用した積極的な情報発信を図ります。
- 世界認定を受けた山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。
- おみやげ品や体験観光商品の開発など、あらたな観光の魅力づくりに努めます。

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|---------------|
| ○観光協会等支援事業 | ○観光宣伝事業 |
| ○観光のまちづくり推進事業 | ○観光の魅力づくり推進事業 |
| ○地域活性化支援事業 | ○あじわいの郷支援事業 |
| ○海の京都推進事業 | |

■関連する個別計画

- 第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）
- 京丹後市新経済戦略（平成25年9月）

施策 5 「スポーツ観光」による交流の推進

施策の目的

本市の豊かな自然環境やスポーツ施設等、地域資源を活かしたスポーツイベントの開催を通じ、全国からの観光誘客を図り、さまざまな交流を促進します。

現状と課題

【現状】

- ・スポーツイベントの誘致及び開催による市内経済の活性化や、受け入れ態勢の整備のため、商工観光部内にスポーツ観光・交流課を設置しました。（平成 25 年 4 月）
- ・自然豊かな観光資源を活かしたスポーツイベント（丹後 100km ウルトラマラソン、丹後半島ラリー、TANTAN ロングライド、サンセットビーチラン、ドラゴンカヌー大会、丹後大学駅伝など）の開催・支援により、京丹後市の魅力を発信し、参加者の増加及びリピーターの確保を図っています。
- ・スポーツイベント参加者へのニーズに合った情報発信と観光情報の提供により、参加者の増加と滞在時間の延長を図っています。
- ・京丹後市の地域資源を活かしたスポーツイベントや合宿誘致により、交流人口の増加を図っています。

【課題】

- ・新たにスポーツ観光という考え方を市民や地域に広め、地域総ぐるみで本市の自然豊かな観光資源を活用したスポーツ観光施策を展開していくことが必要です。
- ・スポーツと観光の垣根を越えた連携が求められます。

施策方針（めざす姿）

スポーツイベントを通じた市内経済の好循環を第一に、地域内、他地域の人々との交流が活発化し、年間を通じて地域のにぎわいや活性化が図られるまちづくりをめざし、地域総ぐるみによる多様な企画の実施や、その展開に向けた環境整備、体制整備に取り組みます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
スポーツイベント参加者数	人	12,000	18,600
スポーツイベント外国人参加者数	人	30	100
経済波及効果	億円	11.8	18.3

行政の主な取組

①スポーツイベントによる地域の活性化

- スポーツイベントを通じて他地域の人々との交流を呼び起こし、異なる国々や地域間の相互理解が深まり、年中にぎわう地域の活性化をめざした取り組みを推進します。
- 地域の観光資源を活かした魅力あるスポーツイベントの誘致・支援を積極的に行い、交流人口の増加を推進します。

②スポーツに親しめる環境整備の充実

- スポーツイベントや合宿等による誘客拡大のため、施設の整備・充実を図ります。
- 地域の観光資源の保全・整備の促進に努めます。

③スポーツツーリズム推進体制の充実

- 各種スポーツイベントの運営を支える支援体制の構築と、ボランティアの養成を図ります。
- スポーツイベントの情報発信と旅行商品化を推進し、全国から観光客の誘致を図ります。
- スポーツへの市民理解と関心を喚起し、スポーツに親しむ気運の醸成をはじめ、スポーツ分野における新たな観光・交流人口の拡大を図るため、スポーツ広報誌の発行により情報の発信を行います。

市民等の役割

- 夢と感動をもたらすスポーツイベントを観戦し、応援します。（観る）
- スポーツイベントに参加します。（する）
- ボランティアとして参加しスポーツイベントを運営します。（支える）

■関連する主な事業

- 丹後半島ラリー開催支援事業
- 地域活性化支援事業
- スポーツイベント推進事業
- スポーツのまちづくり情報発信事業

■関連する個別計画

- スポーツツーリズム推進基本方針（平成 23 年 6 月）
- 第 2 次京丹後市観光振興計画（平成 25 年 6 月）
- 京丹後市新経済戦略（平成 25 年 9 月）
- 京丹後市スポーツ推進計画（平成 26 年 3 月）

まちづくりの目標

２．美しいふるさとの自然環境を 守り次代に継承するまち

基本方針.3

次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります

施策 6 美しい自然環境の次代への継承

施策の目的

本市の豊かで美しい自然環境を次代に継承していくため、貴重な生態系や動植物を保護するための体制を整備するとともに、美しい砂浜に代表される風光明媚な海岸線の保全に努めます。また、地球温暖化防止に向けた対策を推進します。

現状と課題

[現状]

- ・世界ジオパークとして指定された山陰海岸ジオパーク等保全すべき豊かな自然環境が存在している一方で、人の手が入らなくなったことによる森林や里山の荒廃が進んでいます。
- ・自然環境の保全意識啓発のため、ブナ林観察会等の環境学習の実施や環境保全を啓発するイベントを支援しています。
- ・堆肥や液肥等の有機肥料を使った環境保全型農業などにより、環境負荷の軽減を図っています。
- ・海岸管理者として海岸漂着ごみの回収・処理を実施するとともに、京都府管理海岸についても回収・処理に協力しています。また、地域の清掃活動、クリーン作戦などの環境美化・保全の取り組みを支援しています。
- ・節電や再エネ・省エネ機器の導入により、地球温暖化対策のための温室効果ガス削減の取り組みを実施しています。

[課題]

- ・水環境・海や河川、湖沼の水質保全のため、水洗化率の向上が必要です。また、市民、事業者に対して、環境学習、環境教育の提供による環境保全意識の啓発が必要です。
- ・森林整備につながる木材利用の促進や環境保全型農業の展開など、環境に配慮した活動を支援していくことが必要です。
- ・海岸漂着ごみの適正な処理と発生抑制に向けた啓発に加え、海岸漂着物処理推進法に基づき、国、京都府が対策・支援を継続するよう要望していく必要があります。
- ・温室効果ガス排出削減による地球温暖化対策のさらなる取り組みが必要です。

施策方針 (めざす姿)

過去より受け継がれてきた美しい自然環境、公益機能をもつ農山村環境の未来への継承、海岸の清潔の保持と良好な景観の維持に努めるため、環境保全に向けた多様な取り組みを推進します。地球温暖化防止活動の推進による持続可能で豊かな地域社会の創造に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H25）	目標値（H36）
生活排水処理率	%	49.2	76.0
久美浜湾のCOD濃度	mg/ℓ	3.2(H24)	2 mg/ℓ以下
久美浜湾の全窒素濃度	mg/ℓ	0.31(H24)	0.2 mg/ℓ以下

行政の主な取組

①自然環境保全、地球温暖化防止についての情報発信、意識啓発

- スポーツごみ拾い大会の実施のほか、地域や団体による日常的なクリーン活動を支援します。
- 環境学習・環境教育をより一層推進します。
- 環境保全団体の育成・支援を行います。
- 地球温暖化防止に向けた活動に取り組み、関連情報を積極的に発信します。

②温室効果ガス削減施策の実施

- 省エネルギー設備、再生可能エネルギー導入促進、ごみの発生抑制や分別リサイクル等による焼却処理ごみの削減取り組みなど、温室効果ガス削減に向けた具体的な施策を実施します。

③水環境・自然環境の保全

- 下水道の普及促進などにより、河川・湖沼・海の水質改善に努めます。
- 森林整備事業などにより、里山の保全に努めます。
- 海岸漂着物処理の実施や地域の清掃活動などへの支援等により、環境保全に努めます。

④環境と産業との連携

- 生物多様性を育む環境保全型農業を推進します。
- バイオマス由来製品やリサイクル製品の製造など、環境にやさしい産業を育成します。

市民等の役割

- 下水道への接続などにより、生活排水の河川流出の削減に努めます。
- 清掃活動やクリーン作戦等環境美化活動への参加及び海岸漂着物の発生防止に努めます。
- 海岸占有者・利用者として京都府、市が行う施策へ協力します。
- 公共交通の利用や省エネ・地球温暖化防止行動を実践します。
- 地域の環境保全と資源活用に主体的に取り組みます。

■関連する主な事業

- | | |
|-------------|--------------|
| ○環境美化保全対策事業 | ○環境保全意識啓発事業 |
| ○地球温暖化防止事業 | ○海岸漂着物回収処理事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）
- 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成19年3月）
- 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（平成23年6月）
- 京丹後市農村環境計画（平成19年3月）
- 第2次京丹後市合理化事業計画（平成23年12月）
- 京丹後市水洗化計画（平成22年3月）

施策 7 新エネルギーの有効活用

施策の目的

本市の多彩で豊かな自然環境を活用し、環境と経済の両立・発展を図り、将来世代の日本の理想的な都市モデルとなるような、地域と市民が主体の豊かでスマートな再生可能エネルギーを活用したコミュニティを構築します。

現状と課題

【現状】

- ・国の制度を活用し、小型風力発電システムの設置補助や公共施設への太陽光発電設置等を進め、省エネ・地球温暖化防止に向けた活動を推進しています。
- ・再生可能エネルギー導入促進基本方針を策定し、導入促進支援補助金を制定するなど、再生可能エネルギーの地域展開を推進しています。
- ・バイオガス発電や太陽光発電といった、固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電気の売電事業を実施しています。
- ・公共施設（市内3温泉施設）への木質燃料ボイラーの導入、木質燃料ストーブ補助など、地域木質資源の利用促進基盤整備に取り組んでいます。
- ・地域にある市有施設を活用した太陽光発電の普及促進など、コミュニティに対する各種支援策を実施しています。
- ・災害時、停電時等に必要な電力確保のため太陽光発電と蓄電池を中核的避難施設に整備するなど、災害に強いまちづくりに再生可能エネルギーを活用しています。

【課題】

- ・再生可能エネルギーは、エネルギーの地域産出を通じて地域の生み出す付加価値を増大するものであり、自立的・持続的な成長を地域自らが実現する必要があります。
- ・エネルギー分野において、電力は今後も中心的役割を果たしていくと考えられています。地域で自主開発した電源を円滑かつ適切に地域のバックアップ電源として利用可能な体制とすることが重要です。
- ・エネルギー利用の在り方が大きく変化する中、太陽光、風力などの再生可能エネルギー由来の電力の利用とともに、熱等の非電力用途や電力を一体として活用するハイブリッド利用など、検討していく必要があります。
- ・現在の需給構造下において、新エネルギーの有効活用と需要側の開拓を通じて、安全・安心なまちづくりに未来志向で貢献するエネルギー利用を探る必要があります。
- ・利用段階で温室効果ガスの排出がない、利便性や効率の高い未来型エネルギー源とされる水素等の活用は、需要と供給の両面で地域社会への実用性を探る必要があります。

施策方針(めざす姿)

地域の地勢の中に私たちの原点を見出し、エネルギー問題と重ね合わせて捉える機会を充実させ、地域にとって合理的な需給構造を実現します。また、省エネルギーやデマンド対応、ICT活用等、効率的なエネルギー利用とあわせ、スマートコミュニティ形成を目指します。

さらに、地域社会・地域経済の未来開拓のため、次の時代を担うエネルギーを的確に捉え、「京丹後らしさ」を活かした地域における利活用の可能性を研究・検討していきます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値(H26)	目標値(H36)
再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)	%	4.8	15.0
公共施設・公共交通への実装 (再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等)	物件	7	16
バイオマス利用 (食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)	施設	2	12

行政の主な取組

①再生可能エネルギー事業の実践

○地域の活性化・地域分散型エネルギーの源として、再生可能エネルギーの導入を促進します。

②運輸、公共交通分野における新エネルギー活用

○グリーン・ウェルネス新公共交通体系の実現をはじめ、公共交通分野への導入を促進します。

③地域振興・公共事業・公共施設、各分野における横断的利活用

○衣・食・住、各産業、公共事業における活用、公共施設での利用を進めます。

④エネルギー教育の推進

○市民に対し、省エネや節エネ行動につながる動機づけや意識啓発を進めます。

⑤スマートコミュニティの構築

○環境と経済が両立した将来世代の理想的な地域モデルとなるよう、スマートコミュニティの構築をめざします。

市民等の役割

○地域資源のエネルギー活用、再生可能エネルギーや地域バイオマスを活用します。

○新エネルギーに関する理解を深めます。

○エネルギー利活用の当事者として、省エネルギー社会を実現します。

○エネルギー供給者としても参画します。

○持続可能性のあるエネルギー事業を地域に提案し、実践者として推進します。

■関連する主な事業

○再生可能エネルギー推進事業

○地域バイオマス推進事業

■関連する個別計画

○京丹後市環境基本計画(平成22年2月)

施策 8 ごみ・廃棄物の適正処理

施策の目的

ごみの分別、減量や再資源化の推進に努め、できる限り廃棄物の最終処分量を減らすとともに、適正で安定した廃棄物処理体制を確立します。

現状と課題

[現状]

- ・ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人あたりの排出量は同水準で推移しています。
- ・雑がみ、生ごみ等、未だ分別不十分で再資源化可能な廃棄物があります。
- ・峰山クリーンセンターの延長稼働について、周辺関係区と調整を進めています。
- ・市内4か所の最終処分場は埋立てが進行しています。
- ・市内3か所のし尿処理施設は、老朽化が進行しています。
- ・不法投棄や不法焼却といった廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。

[課題]

- ・生ごみ等、未分別ごみの分別排出・処理の体制づくりが必要です。
- ・ごみの発生抑制及び分別排出の徹底や再資源化に向けた意識啓発が必要です。
- ・現在は焼却し埋め立て処分している下水汚泥等の資源化を検討していく必要があります。
- ・水洗化率向上に伴い、し尿処理施設の運営方法の見直しが必要となります。
- ・既存廃棄物処理施設の長寿命化及び延命化に向けた取り組み及び新施設整備に向けた検討が必要です。
- ・不法投棄などの不適切処理の防止に向けた取り組みが必要です。

施策方針 (めざす姿)

市民一人ひとりが廃棄物の「排出者責任」を自覚し、「購入拒否」、「発生抑制」、「分別排出」、「再利用」に自発的に取り組める環境づくりを進めるとともに、廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備・運用を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
ごみの再資源化率	%	17.7	27.5
一般廃棄物焼却量（年）※し尿・下水汚泥を除く	t	18,808	13,477

行政の主な取組

①ごみの最終処分量と資源化の推進

- 生ごみ分別・資源化の拡大とそのためのインフラ整備、普及啓発に努めます。
- 雑がみの分別排出を推進します。
- 廃プラスチック、金属類の分別処理を検討します。

②廃棄物処理体制等の充実

- 既存廃棄物処理施設の長寿命化と新施設の整備計画の検討を進めます。
- 不法投棄、不法焼却の防止対策に努めます。
- し尿汚泥の資源化活用を検討します。また、し尿処理施設の運営方法の見直しを検討します。

市民等の役割

- 廃棄物処理量削減のための4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の実践に努めます。
※リフューズ：購入拒否、リデュース：発生抑制、リユース：分別排出、リサイクル：再利用
- ごみの減量、資源化に向けた分別を推進します。

■関連する主な事業

- | | |
|-------------------|----------------|
| ○家庭ごみ収集運搬事業 | ○不法投棄対策事業 |
| ○峰山クリーンセンター管理運営事業 | ○し尿収集事業 |
| ○各最終処分場管理運営事業 | ○各衛生センター管理運営事業 |
| ○有害ごみ処理事業 | ○古紙リサイクル推進事業 |
| ○小型家電リサイクル推進事業 | |

■関連する個別計画

- 第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市水洗化計画（平成22年3月）
- 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）

施策 9 循環型社会の構築

施策の目的

将来にわたって持続可能な循環型社会の構築をめざし、市民、事業者、環境NPO、行政が連携して、それぞれの役割を担い、限りある資源を有効活用します。

現状と課題

[現状]

- ・食品残さを原料にして生成された液肥を利用した循環型農業の普及推進により、水稻での液肥利用は増加しており、液肥利用農作物「環のちから」のブランド化に取り組んでいます。
- ・地域における生ごみ資源化モデル事業を実施しているほか、市内保育所、小中学校の生ごみ（給食残さ）をエコエネルギーセンターで処理し、資源化しています。
- ・木質バイオマスをボイラー燃料やバイオプラスチック等の原料として利用する施設・設備の導入を図っています。
- ・小型廃家電やビン、缶、ペットボトル、廃プラ、金属類等を分別処理により資源化しているほか、古紙回収団体への活動支援を行っています。
- ・民間団体等により、空き缶や古紙類等のリサイクル活動が行われています。
- ・NPO団体が、家庭や事業者から出る廃食用油を回収し、再資源化されたバイオディーゼル燃料を一部の給食配送車等で利用しています。

[課題]

- ・市内全域での生ごみ分別・資源化に向け、市民への意識啓発と分別収集体制の構築及び受け入れ施設の整備が必要となっています。
- ・液肥散布量の拡大に向けた畑作物への利用技術の確立と普及が必要です。
- ・環境学習の場として、エコエネルギーセンターのさらなる有効活用が必要です。
- ・木質バイオマスや下水汚泥等の未利用資源の有効活用をより一層進める必要があります。

施策方針（めざす姿）

ごみの資源化について、普及啓発を行うとともに、生ごみ等地域バイオマスの利活用による廃棄物の少ない資源循環型社会の構築をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
液肥利用量（年）	t	5,500	7,000
全てのごみの資源化量（年）	t	4,704	6,270
生ごみ資源化の対象世帯数	世帯	200	全世帯
生ごみの資源化量（年）	t	14.4	1,400

行政の主な取組

①循環型社会環境の整備

- ごみの排出抑制と資源化の取り組みに関する意識啓発を推進します。
- 廃食用油回収及び資源化の取り組みを支援します。
- 循環型社会の構築に向けた環境学習の機会を充実します。
- 生ごみ資源化のための設備整備、収集運搬体制の確立に努めます。
- エコエネルギーセンターの安定的な運営体制の確立に努めます。
- 下水汚泥等の未利用資源の有効活用を推進します。

②循環型産業の育成

- 液肥利用技術の確立と普及啓発に努めます。
- 木材、米ぬか等のバイオマスを原料としたバイオプラスチック製品を製造するなど、環境配慮製品を扱う事業者の取り組みを支援します。

市民等の役割

- 化学肥料の利用削減に努め、液肥や堆肥等の利用により資源循環型農業の実践に努めます。
- 市が行う生ごみ資源化施策へ協力します。

■関連する主な事業

- エコエネルギーセンター管理運営事業
- 学校給食残さ資源化事業
- 資源循環推進事業
- 環境保全型農業推進事業
- 環境学習推進事業

■関連する個別計画

- 第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）
- 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（平成23年6月）

まちづくりの目標

３．健やかで生きがいのある 暮らしを実現するまち

基本方針. 4

生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します

施策10 大長寿を享受できる健康づくりの推進

施策の目的

市民が生涯にわたり、百歳になっても健康で元気な生活を送れるよう「健康大長寿」をめざした取り組みを推進します。

また、「自殺者ゼロ」をめざし、一人ひとりの命を大切にする、誰一人として置き去りにしないまちづくりを進めます。

現状と課題

【現状】

- ・本市では百歳以上の長寿者が多く、平成22年の平均寿命は、男性79.7歳（ほぼ全国平均並み）、女性は87.1歳（全国市区町村の上位20%に入る）となっています。百寿者の食生活は、3食規則正しく、食べ過ぎず、偏食なく地域の産物や郷土食を食べ、家族との食事を楽しんでいます。（百寿者食事調査）
- ・3大生活習慣病であるがん・心疾患・脳血管疾患の死亡が多くなっています。
- ・がん検診受診率は、京都府下では高いものの、横ばいもしくは微増状態です。
- ・健康診査では、高脂血症、高血圧、高血糖についての有所見が多くなっています。
- ・自殺死亡率はピーク時から半減以下となりましたが、全国や京都府と比較すると若干高くなっています。

【課題】

- ・市民や地域の健康づくり意識の向上に努めるとともに、市民が主体となった健康づくりを推進するリーダーの育成や活動支援が必要です。
- ・生活習慣病や寝たきり、認知症等を予防するため、一次予防の充実に努める必要があります。
※一次予防とは病気になりやすい危険因子を減らし、病気にならないよう予防すること。
- ・自殺者ゼロに向け、心の健康づくりを一層推進することが必要です。

施策方針（めざす姿）

健康づくり意識の向上と一次予防の充実により、市民一人ひとりが望ましい生活習慣の実践と健康づくり活動に取り組むことにより、生涯にわたり現役生活を実践し、健康長寿を享受できるまちづくりをめざします。

また、社会全体で支える心の健康づくりを推進し、自殺者ゼロをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H23～H25）	目標値（H36）
肥満者の割合	%	17.1（H23）	15
一日の歩数（男性）	歩	5,759（H23）	9,000
一日の歩数（女性）	歩	5,781（H23）	8,400
女性特有のがん検診受診率（乳がん）	%	47.3（H25）	50
女性特有のがん検診受診率（子宮がん）	%	43.5（H25）	50
自殺者数	人	14（H24）	0

行政の主な取組

①健康づくり意識の向上

- 市全体で健康づくりを推進する機運の醸成に努めます。
- 各種健診、教室、相談等の機会を利用し、生活習慣病予防を啓発します。
- 健康づくりを推進するリーダー等の育成と活動支援に努めます。
- 京都府、企業、医療機関、教育、国民健康保険等との連携した健康づくり体制を構築します。
- 家庭や地域における食生活改善に向けた取り組みを推進します。

②保健事業の充実

- 市民一人ひとりが、主体的に生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療ができるよう、健康診査の受診を促進します。
- 市民それぞれの日常生活に合った健康づくりを実践できるよう、健康教室・相談や保健指導等の場で生活改善指導を行います。

③自殺予防対策の充実

- 心の健康を維持するための相談体制の充実や専門機関との連携を強化します。
- 自殺未遂者及び自死遺族の支援を進めます。

市民等の役割

- 自ら健康管理を行い、健康な生活習慣を実践します。
- 家族ぐるみ、地域ぐるみで健康づくりを積極的に推進します。

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|--------------|
| ○総合検診事業 | ○健康楽歩里ポイント事業 |
| ○健康相談・指導事業 | ○自殺予防対策事業 |
| ○健康づくり推進員活動事業 | ○予防接種事業 |
| ○在宅健康管理システム事業 | ○食育推進事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市健康増進計画（平成19年3月）
- 京丹後市食育推進基本方針（平成26年3月）
- 京丹後市自殺のないまちづくり行動計画（平成26年3月）

施策 11 地域包括医療・ケア体制の充実

施策の目的

市民が生涯にわたり、いつでも安心して必要な医療サービスや年金、保険制度を身近な地域で受けられる環境を整備します。

現状と課題

[現状]

- ・本市の医療機関は市立病院 2 施設、市直営診療所 5 施設、民間病院 2 施設、民間診療所 16 施設があり、歯科診療は市立病院、民間病院の 2 施設、19 の歯科診療所があります。病床数は 4 病院と診療所を合わせ、826 床となっています。
- ・市立病院に勤務する医師数は、医師 20 人、歯科医師 4 人であり依然として深刻な状況にあります。また、看護師についても府北部全体で不足している状況にあります。
- ・1 次医療を担う医院・診療所が市内人口に対して極めて少なく、4 病院が 2 次医療に加えて 1 次医療も合わせて担っています。
- ・医学の進歩や生活習慣病による受診者の増加などにより、国民健康保険や後期高齢者医療制度の医療費が年々増加しています。
- ・国民健康保険では、人口減少に伴い被保険者数が減少し、所得の向上が厳しい状況のもとで、国民健康保険税収が減少しています。

[課題]

- ・団塊の世代が 75 歳以上となる時期を迎えると、高齢者人口がさらに増加し、医療ニーズも増大、多様化することが見込まれるなか、医療従事者の確保が重要となります。
- ・高齢者人口がピークを迎える 10 年後に向けて、京都府保健医療計画を踏まえ、在宅医療をより一層充実する必要があります。
- ・安心して医療が受けられるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められます。

施策方針 (めざす姿)

医療従事者の体制確保や在宅医療体制の整備に努め、乳幼児から高齢者までいつでも安心して医療サービスが受けられる環境の実現をめざします。

また、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度等の共助のしくみが安定して運営できるよう、市民への啓発や医療費の適正化等の取り組みを進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
医療確保奨学金貸付件数	件	6	6
看護師等修学資金貸付件数	件	6	9
訪問看護利用者（延べ人数・年間）	人	10,695（H25）	11,500
国民健康保険税の収納率	%	95.3（H25）	99.0
後期高齢者医療の収納率	%	99.3（H25）	99.3

行政の主な取組

①地域医療体制の充実

- 民間の医療機関、福祉施設等の関係機関との連携を図りながら、地域包括医療・ケアの充実に努めます。
- 地域医療を支える病院や診療所等の医療機関と連携や支援を図り、市内の各地域において安心して医療が受けられる体制の充実に努めます。

②市立病院及び直営診療所の安定的な運営

- 市立病院や直営診療所の持続可能な経営確保のため、効率的な運営の推進を図ります。

③医療従事者の確保

- 医学生への奨学金の貸与など、医師や看護師等の体制確保に積極的に取り組むとともに、国や京都府へ医療従事者の適正配置に向けた働きかけを行います。

④各種社会保障制度等の周知と安定的な運営

- 国民健康保険や国民年金、福祉医療、後期高齢者医療といった社会保障制度等の周知に努めるとともに、相談者に対する適切な対応に努めます。
- 国民健康保険について、収納率の向上や国・京都府等の補助金の確実な確保に努めるとともに、保健事業の取り組み強化などによる医療費増加の抑制を図ります。

市民等の役割

- 身近な診療所にかかりつけ医をもつとともに、医療機関の適正受診を心掛けます。
- 社会保障制度を正しく理解し、受益者としての義務を果たします。

■関連する主な事業

- | | |
|----------------|--------------|
| ○休日応急診療事業 | ○地域医療体制整備補助金 |
| ○公的病院等運営事業費補助金 | ○医療確保奨学金貸与事業 |
| ○看護師等修学資金貸与事業 | ○特定健康診査事業 |
| ○福祉医療事業 | |

■関連する個別計画

- 第5期京丹後市高齢者保健福祉計画（平成24年3月）
- 京丹後市国民健康保険特定健康診査等実施第二期計画（平成25年3月）

まちづくりの目標

4．安全で安心して暮らせるまち

基本方針.5

災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります

施策12 地域ぐるみによる消防・防災体制の充実

施策の目的

市民が地域のなかで安心して暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域における消防・防災体制、救急体制の充実を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・有事における情報の迅速な伝達のため、市内全域に防災行政無線を整備したほか、消防救急無線、高機能消防指令システムの更新整備を進めています。
- ・消防署と消防団との連携強化に加え、地域の自主防災組織の育成・支援を行っています。また、市民、各種事業所を対象に救急救命講習を実施しています。
- ・平成 25 年 4 月に「京丹後市地域防災計画原子力災害対策編」を策定しました。
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査が行われ、土砂災害警戒等区域の法指定が進んでいます。
- ・台風や近年の局地的豪雨の増加により、多くの河川で越水等による家屋の浸水や農用地への被害が増加しています。
- ・海岸では、冬季の強風・高波等により、砂浜の浸食、砂の流出が拡大しています。

【課題】

- ・大規模災害や火災、国民保護法に対応した消防施設・消防車両・消防資機材の充実など消防力の充実強化を図る必要があります。
- ・人口減少、高齢化が進むなか、消防団員の確保を進めるとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域の防災力を高めることが必要です。
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を反映した避難所の見直しと、防災備蓄品のさらなる整備が必要です。
- ・ドクターヘリコプター及び消防防災ヘリコプターなどが、365 日、24 時間運用可能な場外離着陸場の確保が必要です。
- ・豪雨時における想定浸水区域を、事前に市民に周知するとともに、河川水位等の防災情報を迅速に伝達する必要があります。
- ・越流等により浸水被害をもたらしている河川は、早急に改修を実施する必要があります。
- ・海岸、港湾の侵食対策、高潮対策等を進めていく必要があります。

施策方針 (めざす姿)

市民の防火・防災意識が高揚し、消防署と消防団との連携による効率的に整備された消防力によって、あらゆる災害が発生しても全市民が生き抜き、自助、共助、公助により早期の復旧・復興が図れる体制づくりをめざします。

また、災害に強い、安全・安心なまちづくりのため、豪雨、高潮等による浸水被害や土砂災害等の発生予防対策を進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H36)
自主防災組織を構成する行政区数	行政区	133	225
災害時応援協定締結団体 (他自治体を含む)	団体	66	80
自主防災組織等との訓練実施率	%	13	50
「救マーク認定」事業所数	事業所	94	100
上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数 (年)	回	102	110
網野・浅茂川地区 203.6ha の浸水対策達成率	%	63.3	100
峰山地区 118.5ha の浸水対策達成率	%	71.6	100

行政の主な取組

①消防力の充実強化

- 多様化する消防・救急需要に対応できる消防施設・消防車両・消防資機材等の配備を進めます。
- 防災行政無線や消防救急無線、高機能消防指令システムを活用し、迅速、的確な消防情報を確実に伝達するための体制を構築します。

②消防団や自主防災組織の充実

- 消防団や自主防災組織等、地域における組織の充実を図ります。また、消防団員数の減少に対応し、女性消防団員の活動を促進するとともに、支援団員の導入などについて検討を進めます。

③救急体制の充実

- 高度な消防・救急・救助業務を遂行するため、研修・訓練を充実します。
- 医療用多目的ヘリコプター等場外離着陸場の整備を図ります。
- 市民への救命講習の受講啓発に努めます。

④防災・減災体制の充実

- 市民の防災意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等による啓発活動を推進するとともに、防災訓練等を実施します。
- 災害時における市民の安全な避難誘導と被災者の一時収容を図るため、自治区とも協働し、避難路・避難場所と避難所の確保に努めるとともに、防災備蓄品の充実整備を図ります。
- 災害時における要援護者対策を推進します。

⑤災害に強い基盤づくり

- 浸水被害が生じている河川の早期改修を推進するとともに、内水排除施設の整備に取り組みます。
- 河川水位等の防災情報を迅速に発信します。
- 護岸整備、海岸保全、砂防、急傾斜崩壊対策を促進します。

⑥国民保護対策の推進

- 武力攻撃事態などを想定した国民保護の啓発及び対策を推進するため、市による対策が必要なことについて、国や京都府との連携を図りながら体制整備に取り組みます。

⑦TPY-2レーダー（Xバンドレーダー）施設に係る市民の安心・安全の確保

- TPY-2レーダー（Xバンドレーダー）施設の設置については、関係機関の連絡体制を整え、市民の安心・安全に努めます。

市民等の役割

- 消防団や自主防災組織等地域の防災体制の向上への取り組みに積極的に参加します。
- 日常から緊急時の備蓄や避難所の確認などに努め、防災意識を向上します。
- 救命率向上のため、救命講習などに積極的に参加します。
- 内水排除不良による想定浸水範囲の確認と自主防災対応を行います。
- 河川区域の草刈等、自主的な環境保全活動に参加します。

■関連する主な事業

- | | |
|--------------|-------------|
| ○自主防災組織育成事業 | ○救急救命士養成事業 |
| ○災害対策事業 | ○予防・警防等事業 |
| ○消防防災施設等整備事業 | ○救急活動事業 |
| ○消防団活動運営事業 | ○通信指令事業 |
| ○防火水槽整備事業 | ○消防庁舎維持管理事業 |
| ○消火栓整備事業 | ○消防設備等整備事業 |
| ○内水処理対策事業 | ○河川等整備事業 |
| ○海岸・港湾浸食対策事業 | |

■関連する個別計画

- 京丹後市地域防災計画（平成18年2月）
- 京丹後市原子力災害住民避難計画（平成25年4月）
- 京丹後市国民保護計画（平成19年2月）
- 集団救急事故業務計画（平成7年4月）
- 新型インフルエンザ対策業務継続計画（平成22年1月）

施策13 防犯・交通安全対策の推進

施策の目的

市民が安心して生活できる環境づくりをめざし、犯罪の未然防止に向けた取り組みを推進するとともに、地域における防犯力の強化に努めます。

また、「人優先」の交通安全思想を基本に、交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、市民を交通事故の脅威から守ります。

現状と課題

【現状】

- ・市内において刑法犯認知件数は減少しています。一方で、特殊詐欺（オレオレ詐欺等）の巧妙化により、被害件数及び被害額が増加傾向にあります。また、訪問販売等による悪質商法被害が多発しており、消費生活センターへの相談件数も増加しています。
- ・市内において交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する交通事故が約4割を占めています。
- ・平成23年12月に第3次京丹後市交通安全計画を策定しました。
- ・京丹後警察署、京丹後市、京都府丹後広域振興局、交通安全・防犯関係の各種団体による「京丹後安全・安心まちづくり推進会議」を設置し、市民の安全・安心を守るため、総合的な取り組みを実施しています。
- ・消費生活センターを設置し、相談対応や悪質商法等に関する情報提供を行っています。

【課題】

- ・社会全体の規範意識、地域の犯罪抑止力の向上が必要です。
- ・情報化の進展に伴う新たな犯罪への対策が必要です。
- ・相談対応の継続実施や意識啓発の充実により、悪質商法等の被害を減らすことが必要です。
- ・夜間における犯罪の防止と通行の安全確保が必要です。
- ・高齢者や子どもの安全に主眼を置いた交通安全のための取り組みが必要となっています。

施策方針（めざす姿）

「日本一安全・安心なまちづくり」をめざし、犯罪を未然に防止するための広報や啓発活動に努めるとともに、相談対応の継続実施や各種関係団体との連携を推進します。

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、高齢者や子ども等の交通弱者に対する思いやりのある交通マナーを実践し、安全で快適な交通環境の実現と交通事故防止により、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
街頭犯罪認知件数	件	101	80
事故発生件数	件	167	150
高齢者が関与する交通事故率	%	38.3	30.0 以下
L E D 防犯灯設置割合（地区所有約 8,400 灯のうち）	%	2	100

行政の主な取組

①防犯意識の高揚と防犯活動の推進

- 京丹後市防犯・暴力追放推進協議会において、各種防犯活動を実施します。
- 全国地域安全運動期間を中心に、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- 消費生活センターの運営により、相談対応と消費者知識の普及啓発を図ります。
- 夜間における安全を確保するため、防犯灯設置の増加を図ります。

②交通安全意識の高揚と交通環境の整備・充実

- 京丹後市交通安全対策協議会において、各種交通安全活動を実施します。
- 全国交通安全運動期間を中心に、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- 市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、交通安全教育を推進します。
- 関係機関と一緒に、安心して道路を利用できる交通環境を整備します。

市民等の役割

- 京丹後安全・安心まちづくり推進会議と連携し、防犯・交通安全対策を実施します。
- 地域住民の連帯感を高め、地域住民の目が行き届いた地域コミュニティの形成に努めます。
- 交通安全、防犯活動に取り組む意識を向上します。
- 防犯灯の運営管理を行います。
- 市民防犯の日の意識向上と活動に取り組みます。
- 積極的に知識を習得し、賢い消費者になります。
- 地域で声を掛け合い悪質商法等の被害を防ぎます。

■関連する主な事業

- | | |
|------------|-----------------|
| ○交通安全啓発活動 | ○高齢者等運転免許自主返納事業 |
| ○防犯啓発活動 | ○L E D 防犯灯設置事業 |
| ○防犯カメラ設置事業 | ○消費生活推進事業 |

■関連する個別計画

- 第3次京丹後市交通安全計画（平成23年12月）

基本方針.6

地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します

施策 14 計画的な土地利用の推進

施策の目的

まちづくりの将来像を実現するため、公共の福祉の向上と地域の活性化をめざし、地域の特性を十分にいかした総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

都市計画区域については、住民の豊かな暮らしをめざし、丹後地域の中核として、計画的かつ合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備を進め、秩序ある都市を形成します。

現状と課題

[現状]

- ・都市計画区域の再編に取り組み、峰山町、網野町及び大宮町の市街地を基本とし、山陰近畿自動車道の整備効果も勘案した区域を、都市計画区域として定め、都市計画区域の名称を「京丹後都市計画区域」に変更します。（平成 27 年 3 月告示予定）
- ・新たな区域に即した京都府による都市計画区域マスタープラン（案）が策定されています。（平成 27 年 3 月告示予定）

[課題]

- ・災害に強く、快適で暮らしやすい住環境を形成する必要があります。
- ・都市基盤整備の推進により、都市活力を向上させる必要があります。
- ・国道 312 号及び国道 482 号沿いを魅力ある商業地として充実を図る必要があります。
- ・将来の都市構造の実現に向け、京丹後都市計画区域マスタープランに即した、京丹後市都市計画マスタープランを策定する必要があります。
- ・市民自らが都市づくりを推進するため、都市計画について市民へ周知する必要があります。

施策方針（めざす姿）

山陰近畿自動車等の広域交通網や道路、鉄道等の都市基盤整備効果を活かし、京阪神及び中京圏等の大都市との物流や交流の促進を図り、地域産業の活性化、既存商店街の活性化及び都市サービス機能の向上をめざします。

また、適正な土地利用の規制と誘導により、災害に強く安心な街づくりをめざすとともに、公共交通等の整備効果により、賑わいのある都市づくりを進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
幹線街路の整備率（整備済み延長 16.16 km）	%	37.2	71.9
都市下水路の整備率（整備済み延長 7.1 km）	%	81.6	100
都市公園の供用面積	ha	28.6	30.6

行政の主な取組

①計画的な土地利用の推進

○都市計画マスタープランに基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

②秩序ある整備と計画的かつ合理的な土地利用の推進

○区域マスタープランの主要用途の配置方針に基づき、商業地、工業地、住宅地等の用途地域の指定を検討します。

○区域マスタープランの土地利用計画方針に基づき、まちなか再生、居住環境の改善、優良農地の保全等に取り組みます。

○特定大規模小売店舗誘導エリアの指定を検討します。

○適正な土地利用を誘導するため、新たな都市計画区域を市民に周知します。

市民等の役割

○「京丹後市都市計画マスタープラン」の策定に積極的に参加します。

○「京丹後市都市計画マスタープラン」に沿った土地利用に努めます。

○地域の将来像に向かってまちづくりを進めるため、住民や土地の所有者等の関係者が合意形成を図りながら、都市計画法に定める地区計画を積極的に活用します。

■関連する主な事業

- 都市公園管理運営事業
- 街路整備事業
- 地籍調査事業

■関連する個別計画

- 京丹後都市計画区域マスタープラン（平成 27 月 3 月）予定

施策15

北近畿新時代へ飛躍する道路ネットワークの充実

施策の目的

高速道路網の整備が進み「北近畿新時代」を迎える中で、賑わいと活力あるまちづくりを推進するため、道路ネットワークの整備、充実により、大都市圏や周辺地域との交流を促進します。また、救急医療、災害時の支援、う回路機能を確保する「命の道」の整備を推進します。

現状と課題

【現状】

- ・山陰近畿自動車道は、全国的な幹線道路網の整備の中で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯（ミッシングリンク）になっています。
- ・市内の国・府道は、重要な幹線、基幹道路となっていますが、幅員が狭いカーブが多く車両の通行に支障が生じています。
- ・道路及び橋梁の老朽化が進行しています。
- ・学校再配置により通学圏が拡大していますが、歩道整備が遅れています。
- ・除雪は、建設業者及び地元区等への委託により行っていますが、より迅速かつ丁寧な除雪が求められています。

【課題】

- ・山陰近畿自動車道は、日本海側国土軸を形成する道路として、国による全線早期事業化を引き続き要望していく必要があります。
- ・災害等万が一の危機管理に備え、住民の円滑な避難の確保、他都市からの迅速なバックアップ体制を整えるため、広域幹線道路の整備が喫緊の課題です。
- ・高速道路 I C と市内拠点を結ぶアクセス道路の早期整備が必要です。
- ・通学路の安全確保と市民生活の利便性を高める道路整備が必要です。
- ・道路、橋梁等の老朽化を点検し、長寿命化を図る必要があります。
- ・除雪体制の再構築が必要です。

施策方針（めざす姿）

人・もの・文化のさらなる交流の活発化、「命の道」の確保のため、山陰近畿自動車の整備を国に要望していくとともに、京都府との連携を図り、国・府道の整備を推進します。

また、市道、橋梁の総点検を実施し、計画的な修繕による長寿命化を推進するとともに、通学路等生活道路の整備を推進し、児童生徒、保護者及び地域の不安を解消します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
京丹後市網野町から京都市までの自動車による所要時間	分	160	130
市道舗装整備率（市道延長 1,216km 舗装延長 734km）	%	60.4	65.0

行政の主な取組

①高規格自動車道の整備推進

○山陰近畿自動車道は、丹後・地域高規格道路推進協議会及び他府県の推進協議会と連携し、国等へ整備促進を要望します。

②国・府道の整備推進

○国、府道整備は、用地確保等地元の合意形成を図り、早期事業化を推進します。

③市道の整備推進

○市道、橋梁は、利用動向及び優先順位を見極めた上で改良整備を進め、市民の生活道路としての利便性を高めます。

○通学路は、安全点検を実施し、歩道等の早期整備を推進します。

○積雪時における道路交通及び安全を確保するため、受託業者、地元区及び京都府との連携を強化します。

市民等の役割

○通学路の安全点検を行うとともに、見守り隊等の活動に積極的に参加します。

○道路整備に対する地元意向を取りまとめ、早期事業化に協力します。

○市民協働型の市道・歩道除雪等に協力します。

■関連する主な事業

- 道路新設改良事業
- 市道環境整備事業
- 市道維持管理事業
- 橋梁長寿命化事業
- 除雪事業

施策16 安全でうるおいのある住環境の整備

施策の目的

多様な住宅ニーズに対応した良好な住環境を確保します。また、住宅の安全性や耐震性を向上させるとともに、歴史や地域の特性を活かした街並みの形成、安心して暮らせる生活空間の形成を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・近年、公営住宅への入居募集に対する応募は多く、募集戸数の2～3倍となっています。
- ・「京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」及び「京丹後市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、公営住宅の管理に努めています。
- ・木造住宅の耐震化率は、平成24年度で58.7%となっており、「京丹後市建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅の耐震化を促進しています。
- ・平成20年の空き家数は2,660戸、空き家率は11.4%であり、世帯が長期にわたって不在の空き家は、空き家全体の67.3%となっています（平成20年住宅土地統計調査）。

【課題】

- ・平成26年4月1日時点の公営住宅の管理戸数は、29団地375戸で、うち18団地224戸が耐用年数を経過しており、京丹後市公営住宅ストック総合活用計画に基づき整備する必要があります。
- ・低所得世帯向けの住宅は、民間での十分な供給が見込めないため、主として公営住宅がその部分を補完しており、低所得者以外については、民間住宅へ誘導する必要があります。
- ・木造住宅の耐震改修の実施を促進する必要があります。
- ・空き家対策を推進するとともに、市外からの移住を促進し、定住化を図る必要があります。

施策方針（めざす姿）

「京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」及び「京丹後市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の適切な維持管理に努めます。

「京丹後市建築物耐震改修促進計画」に基づき、持ち家の耐震整備の促進を図ります。

歴史や地域の特性を活かした街並みの形成を促進するなど、うるおい豊かな住環境の形成を図り、市外からの移住を促進します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
公営住宅の管理戸数	戸	375	300
市営住宅の居最低居住面積水準達成率	%	46.0	90.0
木造住宅の耐震化	%	60.0	75.0

※最低居住面積水準：健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準（国が定める基準）

3人家族の場合、住戸専用面積 40 m²が水準

行政の主な取組

①公営住宅の整備、維持管理

○公営住宅の目標戸数を 300 戸とし、用途廃止及び建替（統合）を進めるとともに、適正な修繕及び維持管理を行います。

②耐震化の推進

○耐震診断士派遣事業や耐震改修助成事業の周知に努め、耐震化率の向上を図ります。

③美しい景観の創出

○京丹後市住民協定景観形成条例に基づく住民協定を促進し、美しい景観のある街並みを形成します。

④移住支援策の実施

○U I J ターン者に対する定住促進を図るため、空き家情報の収集と発信に努めます。

市民等の役割

○高額所得者や収入超過者は公営住宅から退去し、持ち家や民間住宅等に移ります。

○地震に備え、旧耐震基準で建築された建物は耐震改修工事を実施します。

○美しい街並み形成に協力するとともに自然環境を保全します。

○空き家物件の情報を市へ提供します。

■関連する主な事業

- 市営住宅維持管理事業
- スマート・エコ等住宅改修事業
- 住宅・建築物耐震改修事業
- 定住空き家情報バンク運営事業
- 移住促進・空き屋改修支援事業

■関連する個別計画

- 京丹後市建築物耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）
- 京丹後市公営住宅ストック総合活用計画（平成 23 年 3 月）
- 京丹後市公営住宅等長寿命化計画（平成 23 年 3 月）
- 京丹後市地域防災計画（平成 18 年 2 月）

施策 17 まちの活性化を図る公共交通の充実

施策の目的

公共交通の充実により、さまざまな日常生活における移動支援を行い、スムーズな通院、通学、買い物、観光等の目的が達成できるようにします。

現状と課題

【現状】

- ・子どもや高齢者にとって、市内における公共施設や医療福祉施設の利用、買い物等はもとより、近隣市町への移動について路線バスが欠かせない交通手段です。
- ・平成 18 年に運行を開始した「上限 200 円バス」は、市内統一された運賃体系として利便性が向上し、年間輸送人員が取り組み前の 2 倍を超え、運賃収入も増加に転じています。
- ・鉄道（K T R）では、抜本的な経営改善を行うため、インフラ管理と運営をわけた上下分離方式を導入することが決定し、平成 27 年度から新会社による経営がスタートします。
- ・丹後 2 市 2 町で K T R 高齢者片道 200 円ルールと上限 200 円バスを展開中です。

【課題】

- ・免許証返納後の自家用車に代わる便利な移動手段としても、ますます公共交通網の充実が必要です。
- ・バス運行の便数の増加要望への対応が必要です。
- ・駅周辺ににぎわいゾーンを形成していくという方向性の共有と取り組みにより、鉄道を未来に残していく必要があります。
- ・K T R の新会社（上下分離後）との協働した利用促進活動が必要です。
- ・I C T を活用した公共交通に関する情報発信など、より利便性の向上に取り組む必要があります。
- ・人と環境にやさしいモビリティ（電気タクシー等）の普及推進に取り組む必要があります。

施策方針（めざす姿）

運行事業者と連携し、上限 200 円バス、高齢者片道 200 円ルールのさらなる利用促進に取り組むとともに、観光誘客につながる魅力的な移動手段（空間）の実現や利便性の向上を図ります。また、公共交通空白地の解消に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
京丹後市内公共交通空白地の解消	人	5,000	100
京丹後市内電気タクシーの導入数	台	0	6
京丹後市内電気自動車専用充電施設の設置数	箇所	3	15

行政の主な取組

①公共交通の充実

- 広域的な公共交通計画を策定し、利用者ニーズに即した地域交通体系の整備を進めます。
- 上限 200 円バスの利用を促進するとともに、観光客の利用の拡大を図ります。
- 公共交通空白地の解消に向け、環境に配慮したデマンド電気タクシー等の普及推進を図ります。
- ICTを活用した利便性の高い公共交通のネットワーク化を図ります。

②鉄道の利用促進

- 車両、鉄軌道等の老朽化対策等、安全輸送確保のための基盤整備を支援します。
- 駅舎を活かし、人が集まる多機能施設への転換を図るなど、駅の機能強化を進めるとともに、駅の愛称PRと沿線の魅力発信を行います。

③ローカルバスとローカル鉄道の全世界への魅力発信

- KTR観光型列車「あおまつ号」「あかまつ号」「くろまつ号」、上限 200 円バスの魅力を国内外に積極的に発信し、集客の拡大を図ります。

④将来を見据えた高速鉄道の整備実現

- 平成 25 年 6 月に設立した「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」の組織拡大と調査研究、国等への要望を行います。

市民等の役割

- マナーを守り積極的に公共交通を利用します。
- マイレール意識をもち、市民一人一人が「ワンモア運動」を展開します。
※ワンモア運動：鉄道を愛用する、あるいは鉄道に関わる（駅ホームの植栽を行うなど）運動のこと。

■関連する主な事業

- 地方バス路線運行維持対策事業
- 市営バス運行事業
- 北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業
- 駅舎等施設管理事業

■関連する個別計画

- 第 2 次京丹後市観光振興計画（平成 25 年 6 月）
- 第 3 次京丹後市交通安全計画（平成 23 年 12 月）
- 京丹後都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 3 月）

施策18 きれいな水を美しくかえす上下水道の整備

施策の目的

安全・安心な水道水を安定して供給します。また、公共下水道の計画的な整備により、公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を確保します。

現状と課題

[現状]

- ・水道事業では、人口減少に伴う給水人口の減少により給水収益が減少し続け、事業収支が悪化しています。
- ・平成25年に「京丹後市水道事業基本計画」の見直しを実施しました。
- ・下水道事業では、多額の費用を要するとともに整備期間が長期化しており、整備率は集落排水で100%となっているものの、公共下水道は71.1%、浄化槽による個別処理は35.0%となっています。
- ・地域経済の低迷による個人所得の落ち込みや高齢化が進むなか、下水道への接続が伸び悩んでおり、公共下水道の水洗化率は50.9%にとどまっています。
- ・処理施設の老朽化が目立ち始め、その改修に毎年多額の費用を支出しています。

[課題]

- ・上下水道事業の収支を改善し、安定的に事業を継続させることが重要です。
- ・災害に対応できる施設の整備が必要です。
- ・水道施設管理の技術の継承が必要です。
- ・下水道等の接続について、更なる周知徹底を図る必要があります。
- ・老朽化した施設について、より効率的な汚水処理を行う必要があります。

施策方針(めざす姿)

安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の整備と維持管理に努めます。
下水道整備計画を推進し、早期に市内全域の水洗化をめざすとともに、整備区域における接続を促進し、効率的で適切な汚水処理を行い、河川等の水質維持に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
給水原価の高い小規模浄水場の休廃止（浄水施設数）	か所	62	40
老朽管の延長（石綿管）	km	28	0
水洗化普及率（整備率）	%	70.9	88.4
有収率	%	上水 78 簡水 84	上水 83 簡水 87

※有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率

行政の主な取組

①水道水の安定供給

- 基幹施設として位置付けられた施設について、その更新に合わせて耐震化を図ります。
- 給水区域を見直すことにより、給水原価の高い小規模施設を休廃止し、安定運営するため収支改善を図ります。
- 給水収益の減少に対応するための収支改善策を実施します。
- 安定給水を確保するための維持管理体制を充実します。

②公共下水道の整備推進

- 下水道の整備を推進し、早期完了をめざします。
- 施設の統合及び長寿命化対策に取り組みます。
- 整備区域における、下水道への接続を促進します。

市民等の役割

- 安定給水の確保と収支改善策を実行するための施設統合整備に対して、理解と協力に努めます。
- 未水洗の建物は、生活雑排水を直接公共用水域に流さないよう水洗化工事を行います。
- 料金及び使用料は、応分の負担として期限内に納めます。

■関連する主な事業

- 簡易水道統合整備事業
- 水道統合整備事業
- 公共下水道事業
- 集落排水事業
- 浄化槽整備事業
- 水洗化推進支援事業

■関連する個別計画

- 京丹後市水道事業基本計画（平成 26 年 3 月）
- 京丹後市水洗化計画（平成 22 年 3 月）
- 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成 19 年 3 月）
- 第 2 次京丹後市合理化事業計画（平成 23 年 12 月）

施策19 情報基盤を活用した市民サービスの向上

施策の目的

情報通信基盤の整備と情報通信技術（ＩＣＴ）の進展をふまえ、一層市民の視点に立った効果的な情報提供や市民サービスの充実に努めます。

現状と課題

【現状】

- ・ブロードバンドネットワーク整備事業によって、光ファイバ網の整備を進め、光インターネットとケーブルテレビのサービスが市内全域を対象にはじまり、都市部との情報格差が解消できています。（平成26年3月末での加入率 光インターネット：44% ケーブルテレビ：50%）
- ・京都府・市町村共同による電子申請システムを導入しています。
- ・地域交流サイト「T-WAVE」を開設しています。
- ・ＩＣＴを活用した事業として、有害鳥獣監視通報装置を導入しています。

【課題】

- ・地域公共ネットワーク施設のブロードバンドネットワークとの統合整理が必要です。
- ・電子申請の手続数が目標数を下回っていますが、今後、マイナンバー制度の運用開始を見込みながら、手続種類の見直しなどが必要となります。
- ・ケーブルテレビの11チャンネルの番組拡充、難視聴地域以外での加入促進が必要です。

施策方針（めざす姿）

市民の誰もが、いつでも、どこでも情報通信技術の恩恵を享受でき、インターネットを通じて行政サービスを安心して利用できる環境を整備します。

また、多様な媒体を通じて行政情報・地域情報の提供を推進します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
W i - F i スポット数	か所	20	40
行政手続等のオンライン化類型	類型	6	15
ケーブルテレビ加入率	%	50	67

行政の主な取組

①情報基盤整備の推進

○無線ブロードバンドの利用環境を強化するなど、最新の情報通信環境の動向に応じた基盤整備を行います。

②情報通信技術を活用した行政サービスの充実

○24時間、365日いつでもインターネットを通じて行政サービスを受けることが可能な電子自治体としての業務を研究・導入し、マイナンバー制度と合わせて拡充していきます。

③行政情報・地域情報の提供充実

○ケーブルテレビ局や地元スタッフとの連携を取りつつ、制作体制を強化し、行政情報・地域情報番組の充実を図ります。

④情報基盤で各分野を結んだ総合的なネットワークの構築

○公共交通、観光、環境、エネルギー、健康、教育など様々な分野の資源を情報基盤で結ぶことにより、インターネット及びケーブルテレビの利活用の促進、最先端のICTタウン化を進めます。

市民等の役割

○ケーブルテレビの地域情報番組へ、制作者または出演者として積極的に参加します。

■関連する主な事業

- 行政情報システム運営事業
- 地域公共ネットワーク運営事業
- ブロードバンドネットワーク運営事業

まちづくりの目標

5. お互いに支え合い、 助け合うまち

基本方針. 7

支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します

施策 20 共に生き、支え合い、助け合う地域福祉の推進

施策の目的

支え合い、助け合う地域社会づくりを実現するため、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていきます。

現状と課題

【現状】

- ・団塊の世代が高齢化するとともに、未婚化、晩婚化により少子化が進んでいます。
- ・急激に高齢者人口が増加しており、独居高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。
- ・核家族化や個人の価値観の多様化が進むなかで、地域コミュニティが希薄化しています。
- ・認知症高齢者による徘徊などで家庭の負担が増大しています。
- ・高齢や障害があるために車を運転できない交通弱者の方は、日常生活で不便を感じています。
- ・仕事と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭では、肉体的、精神的負担が大きくなっています。
- ・雇用環境が不安定で生活困窮者が増加しています。

【課題】

- ・支え合いの人づくりに団塊世代の活力を活かすことが重要です。
- ・結婚希望者が結婚について相談できる行政機関の窓口がないため、相談体制の構築や情報提供が必要です。
- ・認知症高齢者の徘徊対応など地域のネットワークづくりが必要です。
- ・地域の福祉力を高めるため、ボランティアの育成、支援が必要です。
- ・生活の安定化を図るため、雇用につながる支援の強化が必要です。

施策方針 (めざす姿)

高齢者や障害者、ひとり親家庭など、生活に困難を抱えた人が、様々なサービスや支援を利用して住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、福祉ボランティアの育成や活動支援をはじめ、地域福祉団体のネットワークづくりを進めるとともに、結婚を希望される方についても地域全体で応援し、支え合い、助け合える地域社会の実現をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
地域を担う福祉ボランティアの人数	人	2,924	3,500
地域ふれあいサロン延べ参加人数	人	18,191	21,800
地域いきいきネットワーク活動事業実施地区数	地区	131	160

行政の主な取組

①福祉の大切さの啓発推進

○学校教育や社会教育等様々な場での福祉教育や地域の防災活動、さらには地域福祉懇談会の場などを通じて、市民相互の支え合い、助け合う意識の醸成を図ります。

②地域福祉の担い手、ボランティアの育成・支援

- 福祉ボランティア活動に興味をもつ人が気軽に参加できる機会をつくり、市民自身が支え合い、助け合う機運を醸成します。
- 福祉ボランティア活動や団体、NPOへの活動支援や人材育成を推進します。
- 市民のさまざまな生活課題を解決するため、民生委員児童委員の活動と連携するとともに、その活動支援を推進します。

③生活困窮者への自立支援

○生活保護制度の適正な運用を行うとともに、生活保護世帯の自立支援に努めます。

④支え合いの人の輪を広げる事業の推進

○社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO等が連携し、地域で支え合い助け合う地域ケア体制づくりとその事業展開を支援します。

⑤未婚化、晩婚化の解消に向けた婚活支援

○結婚希望者を対象とした相談体制を構築し、行政と地域全体で婚活を支援します。

市民等の役割

- 福祉ボランティア活動へ積極的に参加します。
- 自治会、各種団体等は福祉ボランティアへの参加と福祉ボランティアの育成を進めます。
- 結婚希望者を地域全体で支援します。

■関連する主な事業

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○くらしとしごと寄り添い支援事業 | ○災害時要援護者支援事業 |
| ○離職者住宅支援給付事業 | ○支え合いの地域づくり推進事業 |
| ○社会福祉協議会活動助成事業 | ○民生委員・児童委員活動事業 |
| ○生活保護運営管理事業 | |

■関連する個別計画

- 第2次京丹後市地域福祉計画（平成24年3月）
- 第2次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画（平成26年4月）

施策 21 地域の中で共に生きる障害者福祉の推進

施策の目的

地域の一員として安心・快適な日常生活又は社会生活を営むことができる「共生社会」を実現します。

現状と課題

【現状】

- ・ 障害者手帳所持者数は、平成 26 年 4 月現在で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合せて 4,362 人です。
- ・ 平成 25 年 4 月から、「障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。
- ・ 障害のあるかたが地域で生活し、その自立を促すことを目的とする数多くの支援策を地域生活支援事業として実施しており、市独自の障害者就労支援や施設支援などの取り組みも実施しています。
- ・ 障害者手帳所持者数の増加とともに、障害福祉サービスのニーズが増大、多様化しています。
- ・ 障害者の雇用を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。

【課題】

- ・ 障害のあるかたや難病患者が地域で安心して暮らせるようにするため、日中活動の場や住まいの場、医療的ケア施設の確保などへの対応が必要です。
- ・ 障害者理解、特に発達障害、精神障害への理解が十分ではないため、障害者理解の啓発の推進が必要です。
- ・ 就労支援及び就労後の職場定着支援が必要です。
- ・ 障害のあるかたへの情報提供及び施設等のバリアフリー化の更なる推進が必要です。
- ・ 障害のあるかたを対象とした教室や講座などの場が不十分であり、障害のあるかたがスポーツ・文化活動に親しめる場の創出が必要です。

施策方針（めざす姿）

障害のある人もない人もお互いの個性を認め合い尊重し、障害者が住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送り、就労等を通じて社会参加が進むとともに、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動等にも参加しながらいきいきと暮らせるまちをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
ショートステイサービス（日中一時含む）提供施設数	業者	8	11
ホームヘルプサービス提供事業者数	業者	10	13
グループホーム設置数	施設	6	9

行政の主な取組

①広報・啓発事業の推進

○障害者理解への広報、啓発活動の充実及び交流活動の推進を図ります。

②就労対策事業の推進

○障害者の雇用の場を拡大するとともに、就労移行を支援する事業所等の充実などにより、総合的な支援施策を推進します。

③障害福祉サービス等生活支援の充実

○障害者の地域生活を支援するため、日中活動の場や居住の場、在宅福祉サービスの拡充など、障害福祉サービスの充実を図ります。

○障害者の外出支援、意志疎通支援、情報提供の充実など、障害者の地域生活を支援します。

○保健・医療体制の充実、地域福祉活動の推進を図ります。

④生活環境の整備充実

○障害者が安心して生活できる環境の整備及び障害者に十分配慮した防災支援体制づくりに努めます。

⑤療育・教育の相談支援体制の充実

○障害や発達に課題のある子どもの相談支援体制づくりに努めます。

⑥生きがい・社会参加への支援

○文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進、社会参加を促す支援の充実に取り組みます。

市民等の役割

○障害者理解と啓発事業への積極的な参加と協力を行います。

○障害者雇用に対し、法定雇用率を達成します。

○障害者の外出支援及び文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動へ積極的に協力します。

■関連する主な事業

- | | |
|--------------------|-------------|
| ○デイサービス運営助成事業 | ○障害福祉サービス事業 |
| ○心身障害者扶養共済制度掛金助成事業 | ○自立支援医療事業 |
| ○通所費助成事業 | ○補装具事業 |
| ○障害者等手当支給事業 | ○地域生活支援事業 |
| ○じん臓機能障害者通院交通費助成事業 | ○障害者就労支援事業 |
| ○障害者福祉施設整備助成等事業 | |

■関連する個別計画

- 第2次京丹後市障害者計画（平成24年3月）
- 第4期京丹後市障害福祉計画（平成27年3月）予定

施策 22

生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支え合う体制の整備を進めます。また、高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせる健康長寿のまちをめざします。

現状と課題

[現状]

- ・平成 25 年現在、本市は高齢化率が 32%を超え全国平均よりも約 7 %高く、今後も高齢者人口（特に後期高齢者）の増加が予測されます。また、高齢者のみの世帯が 58%あり、高齢者を支える人の高齢化が進んでいます。
- ・高齢者の増加に伴い要介護認定者数が増加し、また認知症高齢者も増加しています。
- ・認知症高齢者の増加により、権利擁護の支援が増加しています。
- ・高齢者虐待が増加しています。
- ・百歳以上の長寿者が多くなっています。

[課題]

- ・高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいるため、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実が必要となっています。
- ・介護保険制度の安定と継続を図るため、給付と負担の均衡を図り適正な事業運営を持続していく必要があります。
- ・長寿者が多い本市の特徴を踏まえ、調査・分析などを行い高齢者福祉施策に活かしていくことが求められます。

施策方針 (めざす姿)

高齢者の安心で自立した生活を支援するため、保健、医療、介護、地域住民等の連携による地域包括ケアの構築を図ります。

また、高齢者のもつ多様な能力を地域に還元できるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりを進めるとともに、生涯にわたり現役生活を実践し、いつまでも心身ともに元気な人生を過ごす生涯現役社会をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
二次予防対象者（要支援・要介護状態に移行する恐れのある方の65歳以上人口割合）	%	24.1	21.7
介護保険地域密着型サービス事業所数	か所	20	25
認知症サポーターの数（養成講座受講者の累計）	人	6,562	11,500
シルバー人材センター会員数	人	821	900

行政の主な取組

①介護保険・地域支援事業の推進

- 高齢者が介護を必要とする状況になっても、地域で自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの提供を進めます。
- 高齢者一人ひとりに応じた効果的な介護予防や生活支援事業の実施に引き続き努めます。
- 施設サービスについては、入所待機者の状況や保険料負担の影響を検討しながら、在宅サービスとの連携により適正なサービス提供が可能となるよう努めます。

②地域包括ケア体制の構築

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者と家族への相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援等を行い、保健・医療・福祉が連携した包括的・継続的な地域ケア体制を構築します。

③高齢者への自主的活動の支援、学習機会の提供

- 地域で生きがいづくりや健康づくりに取り組む高齢者の仲間づくりを支援します。
- 趣味や教養講座、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動等に高齢者が気軽に参加できる環境づくりを進めます。

④生涯現役推進事業（仮称）の推進

- 誰もが健康感が良好な状態で、自立した生活を送りながら、いきいきと活動し、長寿による豊かさを実感することができる社会をめざします。

⑤百寿者調査の実施

- 100歳以上の方の調査を行い分析することで、地域の長寿者の状況や特徴長寿の秘けつを学び健康長寿社会の実現を図ります。

市民等の役割

- 高齢者自身が積極的に社会参加することで、介護予防や認知症予防につなげます。
- 高齢者自身が社会を支え、社会の活力を生み出すという意識を持ちます。

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○介護保険事業 | ○健康長寿のまちづくり推進事業 |
| ○地域支援事業 | ○シルバー人材センター運営助成事業 |
| ○老人クラブ活性化支援事業 | ○老人保護措置事業 |

■関連する個別計画

- 第6期京丹後市高齢者保健福祉計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市健康増進計画（平成19年3月）

基本方針.8

参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます

施策23 市民協働によるまちづくりの推進

施策の目的

市民と行政が一体となった市民協働のまちづくりを進めます。また、ボランティア活動やNPO法人活動など、市民の自主的な活動の育成・支援に努めます。
さらに、協働につながる広報・広聴の充実に努めます。

現状と課題

[現状]

- ・福祉、環境、まちづくり、防災をはじめ、さまざまな分野で、ボランティア組織、NPO等（以下「地域活動団体」という。）による市民活動が活発化しています。
- ・地域活動団体が、公共サービスの新しい担い手として期待が寄せられています。
- ・市民と行政が協働を進めるため、行政が市民や地域に情報を提供し、施策の周知徹底を図っています。

[課題]

- ・協働のまちづくりを一層推進し、地域のさまざまな課題解決と地域の活性化を図るため、公益活動を行う新たな担い手を育成することが必要です。
- ・地域リーダーの育成を図る必要があります。
- ・市民や地域に対し、より効率的な情報提供・魅力発信に努めるとともに、市民のニーズや意見・提言を吸い上げるための広聴活動を充実することが必要です。

施策方針（めざす姿）

人材育成によって市民の潜在能力を引き出すとともに、市民主体の活性化活動を支援し、市との適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図ります。
市民の声をしっかりと受け止めた市政運営を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
市民力活性化推進プロジェクト事業補助金活用新規団体数	団体	47	150
市ホームページアクセス数（月）	件	485,651	500,000
市 Facebook ファン数	件	1,653	10,000

行政の主な取組

①市民力の活性化

- 公共的・社会貢献的な取り組みを行う団体に対し、市民力活性化推進プロジェクト事業による支援を行います。
- 協働の意識づくりや協働の環境づくりのための研修会やセミナーの開催など、市民との協働を進めるため事業を推進します。

②市民と行政との役割分担

- 市民が主役のまちづくりをより一層推進するため、補完性の原則のもと、市民と行政のまちづくりにおける役割分担の明確化に努めます。

③コミュニティビジネスの事業活動を支援

- コミュニティビジネスの事業活動を活発化するための支援を行います。

④情報の共有と広報・広聴の充実

- 広報紙をはじめ、市のホームページや行政情報番組等を通じて、行政情報を市民に積極的に提供し、市民との情報の共有を図ります。
- 広報に当たっては、効果的なパブリシティを積極的に活用するとともに、市民との双方向のコミュニケーションの強化に努めます。
※パブリシティとは情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動

市民等の役割

- 協働についての理解を深め、研修会やセミナー、ワークショップに積極的に参加します。
- コミュニティビジネスの創出及び事業活動の推進に努めます。
- 特色と活力ある地域づくりに協力します。
- 市政への関心を高め、広聴事業へ積極的に参加します。

■関連する主な事業

- 市民力活性化推進プロジェクト事業
- 花いっぱい運動推進事業
- コミュニティビジネス応援事業
- 広報広聴事業

■関連する個別計画

- 市民と行政の協働推進指針（平成 22 年 3 月）

施策24 人権を尊重するまちづくりの推進

施策の目的

すべての市民の人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築きます。

現状と課題

[現状]

- ・未だ年齢、性別、国籍、信条、障害、社会的身分、門地などによる偏見や先入観に基づく差別が社会的に存在しています。また学校におけるいじめも大きな問題になるなど人権にかかる課題が見受けられます。
- ・平成 25 年 8 月に「京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター」を開設し、市民相談、多重債務相談など相談窓口の一本化と対応のワンストップ化、支援・連携の充実を図っています。
- ・平成 24 年 4 月に「京丹後市犯罪被害者支援条例」を施行しています。
- ・犯罪被害者等支援に関する庁内組織として、京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議を設置し、犯罪被害者等支援対策を推進しています。
- ・京丹後警察署と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を締結し、犯罪被害者等の適切な支援を行い、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することとしています。

[課題]

- ・全ての市民が人権問題を自らの課題として捉えられるよう、人権に関する正しい理解と認識を高めるための意識啓発が必要です。
- ・全般的に人権啓発事業への参加者が少なく、また参加者の固定化傾向がみられます。
- ・潜在的に悩みを抱えており、支援を必要としている方を関係機関と連携して掘り起こしていく必要があります。
- ・全ての施策に人権尊重の視点が反映される総合行政の推進を図る必要があります。
- ・犯罪被害者等に関する支援策について、市民に対し犯罪被害者等の支援の趣旨の浸透を図る必要があります。

施策方針 (めざす姿)

市民一人ひとりが自らの課題として、人権尊重の理念を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるように、人権学習や相談体制の整備を進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
人権学習会等の開催回数	回	9	12
人権学習会等への参加者数	人	1,000	1,200
街頭啓発活動件数	回	2	6

行政の主な取組

①人権学習の推進

- 「京丹後市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、身近な場での学習機会を提供します。
- 人権問題に関する学習活動を促進するため関係機関・団体と連携し、指導者等の育成を図ります。

②人権啓発の推進

- 人権の花運動や人権啓発事業など、京丹後市人権啓発推進協議会や京丹後地区人権擁護委員協議会等関係団体と連携して、人権啓発活動の推進に努めます。

③人権尊重の総合行政の推進

- あらゆる施策に人権尊重の視点が反映される総合行政の推進を図ります。

④犯罪被害者への支援

- 犯罪被害者等への迅速な支援に向けて、京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター、京丹後警察署、京都府犯罪被害者サポートチーム、京都犯罪被害者支援センター、地域社会等と連携した相談機能と連絡体制の充実に努めます。
- 警察からの情報提供に基づき、京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議を開催し、支援に関する施策の検討及び調整を行います。
- 犯罪被害者等の支援ニーズに応じた支援対策を講じます。
- 犯罪被害者等支援制度の周知に努めます。

市民等の役割

- 人権学習などへ積極的に参加します。
- 人権に関する正しい理解と認識を高め、人権尊重理念を深めます。

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|-------------|
| ○人権教育事業 | ○法律相談事業 |
| ○人権啓発推進事業 | ○市民相談事業 |
| ○人権啓発推進団体等負担金 | ○犯罪被害者等支援事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成21年3月）
- 京丹後市いじめ防止等基本方針（平成26年6月）
- 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）予定

施策 25 男女共同参画社会の形成

施策の目的

男女が互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を構築します。

現状と課題

[現状]

- ・男女共同参画セミナー等の参加者が、特に若年層、男性において少ない傾向があります。
- ・市民意識調査（平成 22 年度実施）で全体の 65%以上の人が「男性の方が女性よりも優遇されている」と回答しています。
- ・平成 23 年に京丹後市男女共同参画条例を施行しています。

[課題]

- ・男女共同参画社会実現のために、年代に応じた段階での意識啓発を進めていく必要があります。
- ・多くの参加者が興味をもてるよう、啓発事業内容等のテーマ選定を工夫する必要があります。
- ・男女共同参画推進やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止について、効果的な広報活動により、幅広く市民への周知を行うことが必要です。
- ・DV被害者が早期に適切な対処が行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めるとともに、DV被害者保護の体制整備に努める必要があります。

施策方針（めざす姿）

男女がともに互いの能力や個性を認め合い、あらゆる分野でいきいきと活動できる社会をめざし、セミナー等の開催による啓発活動を充実するとともに、相談・支援の充実を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
女性相談の充実（月）	回	3	4
男女共同参画セミナーの開催（年）	回	5	6
家庭における家事従事時間の男女格差（女性過多）	時間	1：42（H22）	1：00

行政の主な取組

①互いを認め合う意識づくり

- 男女共同参画セミナー等の開催による意識啓発活動の充実に努めます。
- あらゆる暴力（DV）の根絶に向け、啓発、相談・支援の充実に努めます。

②男女が働きやすい条件づくり

- 事業所調査等の実施により現状を把握し、性別にとらわれず、能力と意欲に応じて働くことができる職場づくりに向けて、事業主への啓発に努めます。
- 仕事と家庭・地域生活との調和が図られるよう、意識啓発活動の充実に努めます。

③あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 政策方針決定過程の場への女性登用の促進に努めます。
- 社会活動や家庭生活において、男女がそれぞれの能力を活かし、共に活躍できる環境づくりの推進に努めます。

市民等の役割

- 学習や啓発活動に積極的に参加し、男女共同参画基本理念に対する理解を深めます。
- 男女共同参画推進施策への協力に努めます。

■関連する主な事業

- 男女共同参画推進事業

■関連する個別計画

- 京丹後市男女共同参画計画〈後期〉デュエットプラン 21（平成 23 年 6 月）

施策26 コミュニティ活動の充実による地域活性化

施策の目的

地域の健全な発展とコミュニティ活動の充実を図り、市民と行政の協働による自治活動の活性化を図ります。

現状と課題

[現状]

- ・過疎化、高齢化の進展と地域住民が助け合う精神が希薄化し、コミュニティの連帯感が弱まっており、集落自治の維持が困難な状況になりつつあります。
- ・住環境の整備や保全、防災、防犯など個人の力では解決できない問題が増えるなか、地域住民や地域団体等と行政との協働による地域づくりが重要となっています。
- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスにより、コミュニティの活性化を図る動きがあります。
- ・自分たちの住んでいる地域を自ら守り、つくり上げて行くための目標・基本方針・施策・行動計画の策定に取り組む地域が増加しつつあります。

[課題]

- ・地域が自主的かつ主体的に行う自治活動を尊重し、支援することが必要です。
- ・市と地域が協働し、住みよい地域社会を実現させることが必要です。
- ・コミュニティ活動拠点施設である集会所等の有効活用が求められています。
- ・地域の進むべき方向やあり方を示す地域まちづくり計画に基づく地域づくりを支援していくことが重要です。

施策方針(めざす姿)

市民が自主的かつ主体的に行う自治活動を尊重し支援することで、コミュニティとの連携・強化、活動の充実により、地域活性化を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H36)
地域まちづくり計画の策定件数	件	23	100
市所有地区集会所の移譲件数	件	6	76

行政の主な取組

①コミュニティ活動への支援

- 市民が住み慣れた地域に安全で安心して暮らせるよう、自治会活動、防犯・防災活動、高齢者福祉、子育て支援、コミュニティビジネスの立上げなどのさまざまな地域コミュニティ活動を支援します。
- 地域と市との協働を推進するため、各町区長連絡協議会の活動を支援します。
- 地域にぎわい創り推進員や水と緑の里づくり支援員等の人的支援とともに、自治機能の維持と地域資源を活かしたコミュニティビジネス等の創設支援により、地域活性化を図ります。
- 地域自らが考え、実行するまちづくりを推進するため、「地域まちづくり計画」の策定支援と事業実施支援を充実します。

②コミュニティ活動環境の充実

- 地元区の利用が主である市所有集会施設の地元移譲により有効活用を図ります。また、拠点となるコミュニティ施設の整備・改修を支援します。

市民等の役割

- 地域まちづくり計画を策定し、それぞれの地域の振興を図るために、自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくり、その実現に努めます。

■関連する主な事業

- 京丹後市まちづくり委員会事業（再掲）
- 市民協働のまちづくり事業
- 集会施設等整備事業
- 地域まちづくり支援事業
- 小規模集落支援事業
- 水と緑の里活性化事業
- 地域にぎわい創出事業
- 市民力活性化推進プロジェクト事業（再掲）
- コミュニティビジネス応援事業（再掲）

■関連する個別計画

- 市民と行政の協働推進指針（平成 18 年 2 月）

施策 27

国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化

施策の目的

市民と諸外国の人々との親善活動を通じて、幅広い分野における国際交流を推進し、多文化共生社会の実現をめざすとともに、地域間の連携を進めます。

現状と課題

【現状】

- ・市民主体の国際交流の推進に向け、市国際交流協会の活動を支援しています。
- ・市内の案内板や観光パンフレット等への外国語の併記や、本市の観光地等を案内する観光・通訳ボランティアの養成に努めています。
- ・中国亳州市と友好都市締結協定を結んでいます。
- ・京都府最北端の本市と最南端の木津川市と友好都市盟約を締結しています。
- ・尼崎市と災害時相互応援に関する協定及び産業交流等の推進に関する確認書を結んでいます。
- ・平成 18 年度から隣接する豊岡市と連携し、但馬・丹後地域の一体的な発展をめざすことを目的として、合同会議を開催しています。
- ・平成 19 年度から北近畿の日本海に面する小浜市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、豊岡市の 5 市による「若狭・丹後・但馬 中日本海交流会議」を開催し、地域の共通するさまざまな課題等について、相互に情報交換や交流を行っています。

【課題】

- ・日本人や外国人を問わず、すべての市民が安心して暮らし、すべての市民の力を市の経済や生活の発展にいかすことができる、多文化共生のまちづくりが求められています。
- ・市内在住の外国人も地域社会の一員として日本人と同様に、安心して生活できるような環境整備が必要です。
- ・人口減少社会の到来を見据え、地域間連携の推進や新たな広域連携について検討が必要です。

施策方針 (めざす姿)

市民主体の国際交流をより一層推進し、国籍や文化等の違いを認めながら、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現をめざします。

また、共通の課題をもつ自治体間で連携協力するとともに、広域での取り組みを行政、関係団体、市民が一緒になって推進します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
日本語指導ボランティア登録者数	人	30	60
多言語版生活ガイドブックの作成（現在は日本語のみ）	言語	0	3
多文化共生推進に係る研修会等の開催	回	3	5
翻訳ボランティア登録者数	人	3	10
姉妹・友好都市提携締結数	国	1	2

行政の主な取組

①国際交流の推進

- 市民主体で国際交流を推進している国際交流協会の活動を支援します。
- 友好都市をはじめとする諸外国とのさまざまな交流を推進します。
- 市内在住及び来訪する外国人と市民との交流を支援します。

②国際化に対応したまちづくり

- 基本的な行政サービス提供の主体者として、外国人を含むすべての市民が安心して生活できるよう、教育、医療・保健、福祉、防災等の分野において、必要な支援を行います。
- 多文化共生のまちづくりを推進します。

③地域間連携の推進

- 京都府北部5市2町、友好都市の木津川市、豊岡市、尼崎市、山陰海岸ジオパーク推進協議会、中日本海交流会議構成自治体等との連携協力を推進します。

市民等の役割

- 多文化共生のまちづくりを推進するための中心的な役割を担います。
- 市外の地域との連携を積極的に推進します。

■関連する主な事業

- 国際交流推進事業
- 地域間連携推進事業

■関連する個別計画

- 京丹後市多文化共生推進プラン（平成27年3月）予定

まちづくりの目標

6．次代を担う子どもたちが「学び」 を通じて夢をいただき、いきいきと 成長するまち

基本方針.9

夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます

施策28 子育て支援の総合的な推進

施策の目的

子ども・子育て支援新制度における取り組みを推進し、多様なニーズに対応した質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実に取り組むとともに、すべての子どもたちが健やかに明るく成長できる環境づくりをめざします。

現状と課題

【現状】

- ・近年、年間の出生数は400人を下回り、少子化が急速に進行しています。
- ・核家族による子育て形態が進むなか、育児不安を抱える保護者が多くなっています。
- ・保育所・幼稚園一体化施設の整備、延長保育、低年齢児の受入、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの受け入れなど、多岐にわたる子育て支援を行っています。
- ・多様化する市民ニーズに対応するため、保育所の完全民営化（2施設）を行い、民間によるサービスの拡充を図っています。
- ・乳幼児健診、歯科教室、フッ素洗口事業等母子保健事業の充実に取り組んでいます。
- ・発達障害等により集団生活が苦手な子どもの早期発見と早期療育を行う発達サポート事業を実施しています。
- ・ひとり親家庭では、子育て支援、教育・進学、所得に関する悩みを抱えている人が多くなっています。
- ・小さく生まれた子どもについては、医療機関等と連携を行って支援をしています。

【課題】

- ・子育てと仕事の両立支援のため、ニーズに応じた教育・保育の充実が必要となっています。
- ・全国的に育児不安や児童虐待が増加しており、見守りや相談体制の充実、近所・地域ぐるみによる子育て支援など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。
- ・安心して妊娠・出産ができる支援とともに、子どもの健やかな発達を促進できるよう、母子保健事業の充実が求められます。
- ・乳幼児期からの歯科保健と食育の推進が必要です。
- ・発達障害をもつ子どもと保護者への支援が必要です。
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援やさまざまな生活支援が必要です。
- ・虐待予防のために妊娠期からの母親支援が必要です。

施策方針(めざす姿)

地域の中で、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会で子育てを支える環境づくりを進めます。また、母子保健事業の充実を図り、妊娠期から乳幼児期における健康診査や各種教室の実施などにより、健康でいきいきと暮らしていける支援の充実に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
幼稚園・保育所待機児童数ゼロの継続	人	0	0
放課後児童クラブ待機児童数ゼロの継続	人	0	0
病児・病後児保育の事業所数	か所	0	1
民営化保育所設置数	か所	2	4
3歳児のう歯保有率	%	22.1（H25）	20.0
妊婦歯科健診受診率	%	19.2（H25）	40.0
乳幼児全数実態把握の継続	%	100（H25）	100

行政の主な取組

①安心して生み育てられる環境の整備

- 子育てに関する相談体制の整備・充実を図ります。
- 子育てに関する情報提供の推進に努めます。
- 放課後児童クラブの受け入れ、保育所・幼稚園一体化施設の整備、延長保育、低年齢児保育、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業など、多岐にわたる子育て支援サービスの充実を図ります。
- ひとり親家庭への支援の充実に努めます。

②地域や社会で子育てを支える環境づくり

- 地域における子育て支援の担い手の確保に努めるとともに、ネットワークの構築を図ります。
- 関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組みます。
- 乳幼児、児童生徒の医療費の自己負担金の一部を助成することにより、健康の保持と増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減して子育てを支援します。

③母子保健の推進

- 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、不妊治療費の助成等、健康な子どもを生むための支援の充実に努めます。
- 母子の健康に関する普及啓発及び情報提供に努めます。
- 健康診査や歯科健診、相談事業等を通じて乳幼児の健康管理の充実に努めます。
- 発達障害をもつ子どもや保護者への支援を推進します。

- 思春期保健対策の充実に努めます。
- 母子保健に関する広報・啓発に努めます。
- 医療機関や保護者との連携を強化し、未熟児の療育医療を充実します。

市民等の役割

- 子育て支援のネットワークづくりに参加します。
- 公民館等で年齢の異なる子ども同士や地域住民との交流等、ふれ合う機会をつくれます。
- 地域における子育て支援の担い手として活動します。
- 子どもを心身ともに健康に産み育てます。
- 家族や地域と交流して子育てします。
- 各種事業へ積極的に参加します。
- 各種サービス事業など内容の把握に努めます。

■関連する主な事業

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○延長保育事業 | ○放課後児童健全育成事業 |
| ○子育て短期支援事業 | ○地域子育て支援拠点事業 |
| ○一時預かり事業 | ○病児・病後児保育事業 |
| ○ファミリーサポートセンター事業 | ○妊婦健診事業 |
| ○乳児家庭全戸訪問事業 | ○養育支援訪問事業 |
| ○妊婦健康支援事業 | ○乳幼児健康診査事業 |
| ○子育て支援事業 | ○歯科事業 |
| ○発達障害児等早期発見・早期療育支援事業 | ○予防接種事業 |
| ○子ども医療事業 | ○ひとり親家庭医療事業 |
| ○児童扶養手当等支給事業 | ○児童手当支給事業 |
| ○高等技能訓練促進費事業 | |

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月）予定
- 京丹後市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）予定
- 京丹後市保育所再編等推進計画（平成 23 年 3 月）
- 京丹後市次世代育成支援対策行動計画<後期計画>（平成 22 年 3 月）
- 京丹後市健康増進計画（平成 19 年 3 月）
- 京丹後市食育推進基本方針（平成 26 年 3 月）
- 第 2 次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 26 年 4 月）

施策 29 未来を拓く学校教育の充実

施策の目的

子どもたちがこれからの社会を生き抜く力を養うとともに、就学前から中学校修了までの一貫した質の高い教育環境づくりを進めます。

また、学校園・家庭・地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら、社会総がかりで教育活動に取り組みます。

現状と課題

[現状]

- ・少子化に伴い、児童生徒数の減少による学校の小規模化が進行しています。
- ・一定規模の児童生徒数・学級数を確保し、多様な学習指導や多角的な人間関係の育成を図るため学校再配置事業に取り組んでいます。
- ・平成 24 年度に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定し、就学前から中学校修了までの系統的一貫した教育の推進のため小中一貫教育の推進に取り組んでいます。
- ・学校施設の老朽化に対応し耐震化を含む施設の計画的な維持管理が求められています。
- ・大規模災害や子どもたちを巻き込む事件が増加しています。

[課題]

- ・知識や技能のみならず、思考力や判断力、表現力、学ぶ意欲等に加え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決する力を養う必要があります。
- ・教職員の資質向上並びに学校園・家庭・地域が協働し、社会全体で子どもの教育に取り組む必要があります。
- ・すべての子どもの健やかな育ちを保障し、安全で安心して学べる教育環境を整備する必要があります。

施策方針 (めざす姿)

幼児期にふさわしい遊びを通して、心豊かで健やかに成長できる幼児教育を展開します。また、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が緊密に連携・協働して進める小中一貫教育を推進し、子どもの学びを起点とした「教育と学びのまち」の実現をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H25）	目標値（H36）
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	小 81.4 中 70.0	95
学校の授業時間以外の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合	%	小 73.2 中 50.6	80
市立小中学校の耐震化	%	小 88.5 中 93.5	100
認知されたいじめの年度内解消率	%	小 92.5 中 95.8	100
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	%	小 97.8 中 91.1	99
平日、午前7時より前に起きる児童生徒の割合	%	小 88.4 中 77.2	95

行政の主な取組

①社会を生き抜く力の育成と確かな学力の向上

- 「小1プロブレム」などの課題をふまえ、保育所、幼稚園と小学校との連携を推進し、遊びを通して子どもの学びの連続性を確保します。

※小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

- 就学前から中学校修了までの10年間を一体として捉え、一貫性・系統性のあるカリキュラムのもと、保育所・幼稚園、小学校及び中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携・協働して進める小中一貫教育を推進します。
- 基礎・基本の学力の定着を図り、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう、一人ひとりに応じた学習指導を推進します。

②子どもを健やかに育む教育環境の充実

- 学校施設の老朽化に対応し、施設の耐震化を進めるとともに、計画的な維持管理に努めます。

③豊かな人間性・社会性の育成

- 豊かな生活体験、社会体験、自然体験を通じて、道徳や基本的な倫理観、規範意識などを育む教育を充実します。
- 問題行動、いじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期解決に努めます。
- 特別な支援を要する児童・生徒のより良い教育をめざすとともに、各学校の特別支援教育の推進体制の充実に努めます。

④子どもの安全・安心の確保

- 児童生徒が災害時にとるべき必要な行動について理解を深めるため、避難訓練や防災教育を実施するなど、安全教育の実施に努めます。
- 登下校時における見守りなど、家庭や地域と連携して子どもの安全確保に努めます。

⑤生徒指導体制、教育相談の充実

- 教職員としての資質を高め、指導力の向上を図るため、研修機会の充実を図ります。
- 生徒指導の充実に努めるとともに、子ども一人ひとりに寄り添った教育相談を行います。

⑥家庭・地域の教育力の向上

- 家庭教育の啓発を進め、子どもの基本的生活習慣や学習習慣の定着に向けた取り組みを推進します。
- 地域の資源や人材を活用した教育を推進します。

市民等の役割

- 子どもたちが豊かな心や他者に対する思いやり、命を大切にする気持ちを持つよう温かく見守ります。
- 子どもたちが基本的な生活習慣や家庭で学習する習慣が身に付けられる環境を整えます。
- 子どもたちが地域で様々な体験ができる機会を提供し、故郷を愛する気持ちを育める環境を整えます。

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|------------------|
| ○学校安全対策事業 | ○児童・生徒教職員健康管理事業 |
| ○学校情報化推進事業 | ○小・中学校教育振興事業 |
| ○学校再配置事業 | ○小・中学校通学対策事業 |
| ○就学支援・教育相談事業 | ○小・中学校施設管理事業 |
| ○小中一貫教育推進事業 | ○小・中学校教育振興備品整備事業 |
| ○学校支援地域本部事業 | ○小・中学校就学援助事業 |
| ○学習支援体制整備事業 | ○小・中学校教育推進事業 |
| ○教育のまちづくり推進事業 | ○網野給食センター管理運営事業 |
| ○小・中学校管理運営事業 | ○網野給食センター施設整備事業 |
| ○小・中学校施設整備事業 | ○小・中学校給食管理運営事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市学校教育改革構想（平成 24 年 11 月）
- 京丹後市いじめ防止等基本方針（平成 26 年 6 月）
- 京丹後市学校再配置基本計画（平成 22 年 12 月）
- 京丹後市立学校施設耐震化計画（平成 22 年 11 月）
- 京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月）予定

施策30 多様な学びを支援する社会教育の充実

施策の目的

市民が生涯にわたって多様な学習機会を自ら選択して学び、生きがいをもって生活することができるよう、社会教育・スポーツ推進体制の整備を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・ 少子高齢化に対応するため、子育て支援事業及び高齢者大学を開催しています。
- ・ 地域の学習と交流活動の拠点として、地域公民館の管理及び事業の実施を進めています。
- ・ 自主的・自発的な学習の場を保障するため、図書館の蔵書の確保を進めています。
- ・ 自主的な文化・スポーツ団体の育成・支援を進めています。
- ・ 文化・スポーツ活動を推進するため、社会教育・スポーツ施設の維持・管理に取り組んでいます。
- ・ ホームページ等を活用した各種社会教育・スポーツ事業の情報を提供しています。

【課題】

- ・ 市民の学習ニーズの把握と課題解決のための継続的な学習機会の提供が必要です。
- ・ 豊かで潤いのある生活を実現するため、文化・スポーツ活動を促進する必要があります。
- ・ 健康で豊かな生活を送るため、文化・スポーツ活動の機会の拡充が必要です。
- ・ 自治機能の低下に対処するため、地区の活性化を進める体制の強化が必要です。
- ・ 身近な地域の学習拠点である公民館・図書館等の機能の充実が必要です。

施策方針（めざす姿）

市民一人ひとりが生涯にわたって学習やスポーツ活動等に親しみ、生きがいを感じながら心豊かに生活できるよう、多様な学習機会の提供やスポーツ活動の普及・振興に努めるとともに、学習環境・スポーツ環境の整備を進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
地域公民館施設の利用回数	回	5,619	7,000
市民1人当たりの年間図書貸出数	冊	5.2	7.0
文化芸術事業の開催回数	回	70	100
公共スポーツ施設の利用回数	回	9,278	12,000

行政の主な取組

①市民の学習と交流機会の充実

- ライフステージに応じた学習及び交流機会の提供を進めます。
- 身近な場での交流を促進するために、自治組織と連携した自治公民館活動を支援します。
- ホームページ等を活用し、各種事業の情報を効果的に提供します。

②市民の自主的な文化・スポーツ活動の促進

- 自主的かつ継続的な文化・スポーツ活動を進める関係団体の育成・支援を行います。

③社会教育・社会体育施設の整備

- 身近な地域の学習拠点である公民館・図書館等社会教育施設の充実を図ります。
- 身近な健康・体力づくりの拠点である社会体育施設の充実を図ります。

市民等の役割

- 学習を通して、課題を解決するための意欲と行動力を養います。
- 地域の交流の場へ積極的に参画します。
- 自主的かつ自発的な学習習慣を培います。

■関連する主な事業

- | | |
|-------------|---------------|
| ○青少年教育事業 | ○成人教育事業 |
| ○高齢者教育事業 | ○家庭教育事業 |
| ○芸術文化事業 | ○公民館管理運営事業 |
| ○図書館管理運営事業 | ○社会教育施設管理運営事業 |
| ○地域スポーツ振興事業 | ○社会体育施設管理運営事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市子どもの読書活動推進計画（平成20年3月）
- 京丹後市スポーツ推進計画（平成20年3月）

施策 31 芸術・文化を活かしたまちづくりの推進

施策の目的

本市の貴重な歴史文化遺産や学術上価値の高い自然遺産を後世に継承し、学習と観光の両面からまちづくりに活かします。また、市民が質の高い文化・芸術に触れ親しむことができるようにするとともに、市民の主体的な文化活動を支援します。

現状と課題

【現状】

- ・文化財セミナーや京丹後史博士育成講座等、市民を対象にした歴史講演会、講座を開設しています。
- ・資料館施設を活用して丹後の文化財を展示しています。
- ・史跡の維持管理や建造物等の修繕など文化財の保全に努めています。
- ・京丹後市史編さん事業の調査により本文編・資料編を刊行し、普及啓発に努めています。
- ・網野銚子山古墳などの史跡を活用するための整備を進めています。
- ・小中学校に丹後の歴史・文化を学ぶ「丹後学」を導入して普及に努めています。
- ・市民と行政が協働で、より多くの市民が文化・芸術活動に親しむ機会の充実に努めています。
- ・自主的な文化団体の育成・支援に努めています。
- ・市民の文化活動を保障するため、社会教育施設の維持・管理に取り組んでいます。

【課題】

- ・古代丹後をはじめとする歴史と文化財に関する市民の認識を深め、郷土への愛着や誇りを育む必要があります。
- ・古代丹後の輝かしい歴史資産を観光資源として活用していくことが必要です。
- ・先人の生きた証である文化財を守り、継承していく必要があります。
- ・市民主体の文化活動がより一層広がるよう、事業実施体制を検討していく必要があります。
- ・若者世代と高齢世代の文化交流の場が不足しています。
- ・活動場所や成果を発表する施設が不足しています。

施策方針（めざす姿）

本市の歴史遺産や伝統文化等の保存・継承を図るとともに、市民や文化団体の自主的な文化・芸術活動を支援し、市民の誰もが身近に文化・芸術に親しみ、質の高い文化を創造できる環境づくりを進めます。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
文化財関連事業への参加者数(文化財行政)	人	1,468	1,700
資料館・文化館の入館者数	人	13,808	15,000
文化芸術事業の開催回数	回	70	100

行政の主な取組

①文化的資源の保存と活用

- 「丹後王国」とも称される古代丹後をはじめとする歴史や文化財を理解し、郷土への愛着と誇りを培います。
- 古代丹後の輝かしい歴史資産を観光資源として活用します。
- 先人の生きた証である文化財を守り、その歴史を後世に伝えます。
- 地域の伝統芸能等の保存・継承に努めます。
- 歴史講演会の実施や講座の開設を図ります。
- 網野銚子山古墳などの主な史跡の整備を図るほか、史跡の維持管理や公開するための環境整備に努めます。
- 京丹後市史編さん事業の調査成果の普及と地域づくり等への活用を進めます。

②文化芸術に触れる機会の充実

- 資料館施設の整備・充実に努めるとともに、資料館・文化館での文化財の展示会を開催します。
- 優れた文化・芸術に親しむ機会を充実します。

③文化・芸術活動への支援

- 市民が企画・参加する舞台、芸術活動を支援します。
- 文化・芸術活動に関する情報提供を充実します。

市民等の役割

- 郷土の歴史、文化財を理解し、子どもや観光客に丹後の歴史や魅力を発信します。
- 積極的に文化・芸術に親しみます。

■関連する主な事業

- | | |
|-------------|---------------|
| ○遺跡調査及び整備事業 | ○網野銚子山古墳整備事業 |
| ○文化財保護啓発事業 | ○文化のまちづくり推進事業 |
| ○芸術文化事業 | ○文化施設整備事業 |

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市文化財マスタープラン（平成18年10月）
- 国史跡網野銚子山古墳整備基本計画（平成23年3月）

まちづくりの目標

7. 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

基本方針.10

「幸福」を中心軸に据え

総合計画の実現に向けた行財政運営

施策 32 幸福度指標を活用した施策点検

施策の目的

市民幸せ度アンケートによる幸福度指標の推移により、施策や制度が「市民総幸福の最大化」に向かっているのか点検するとともに、第2次京丹後市総合計画の見直しや予算の重点配分など優先度を勘案し、幸福度を高める施策体系の再評価を行うことで、総合計画の立体化を図ります。

現状と課題

[現状]

- ・市民幸せ度アンケート調査を平成25年に行った結果、他人の喜ぶこと、他人のためになることを行いたいと思う度合いが高いほど、幸福度・満足度が高くなっています。
- ・幸福を感じる重要事項では、防災・治安、食生活、家庭、子育てなどが高くなっています。
- ・幸せな生活を送るために行政が力を入れるべき施策では就業、地域経済、家計、福祉・医療などが高くなっています。
- ・地域社会をめぐる、少子高齢化やグローバル化、情報化など、社会経済状況は時々刻々と変化し、住民の価値観は経済的な豊かさの追求ばかりではなく、ますます多様化しています。
- ・市民の価値観の多様化に伴って、地方公共団体に市民から求められる行政課題も多様化し、課題が相互に複雑に関わり合っています。

[課題]

- ・施策の効果等を多面的に測定・点検し、行政運営の検証を行う必要があります。
- ・指標の推移により市政運営が、「市民総幸福の最大化」に向かっているのか点検する必要があります。
- ・行政運営の中で、気づかないうちに本来見失ってはならない大切な価値観や規範を埋没させていないかどうか、絶えざる検証が必要です。
- ・誰もが幸福をますます実感できる住民総幸福のまちづくりを進める必要があります。

方針(めざす姿)

幸福感をより高めていく行政運営の検証や施策体系の再評価を適時・継続的に行うことで、市民誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福の増進が持続して発展するまちづくりを目指します。

行政の主な取組

①幸福度指標の作成

- 幸福の多面的・総合的性格にかんがみ、地域の実情と特色に応じつつ、また、広く視野を持ちながら、市民の幸福度を可能な限り客観的かつ具体的に可視化します。

②幸福度指標を用いた施策点検

- アンケート調査等による幸福度指標の推移により、施策や制度が「市民総幸福の最大化」に向かっているのか点検します。

市民等の役割

- 誰もが幸福をますます実感できるまちづくりの理念と意義の共有に努めます。

■関連する主な事業

- 幸福度指標の調査事業
- 幸福のまちづくりに関わる研究事業
- 幸せリーグの活動

目 的

行財政改革大綱に基づき行財政改革に取り組み、総合計画に定められた施策を効率的・効果的に推進することにより、市民満足度の維持・向上と持続可能な行財政運営の両立を実現します。

現状と課題

[現状]

- ・「市民とともに進める地域経営」「市民から見た行政満足度の向上」「市民のための財政の健全化」を目指し、第2次行財政改革大綱と同推進計画に基づく様々な取り組みを進めています。

[課題]

- ・人口減少・少子高齢化社会の急速な進展や市民ニーズの多様化・高度化などの社会の変革に的確に対応できるよう、行政も常に改革を進める必要があります。
- ・地方分権改革の更なる進展が見込まれる中、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割は一層大きくなり、地域の特色を生かした自主的・自律的な行財政運営が不可欠です。
- ・合併特例措置（合併自治体への財政支援策）が平成31年度で終了するため、歳入の減少に見合った財政規模への転換に向け、確実に行財政改革を断行する必要があります。

方針（めざす姿）

第3次行財政改革大綱に掲げる次の4つの柱の実現を目指します。

- ・「市民とともに進める協働のまちづくり」

行政のビジョンや情報を市民や地域団体等の多様な主体と共有するとともに、それぞれの特性を生かした役割分担と協力により地域課題の解決や地域資源の有効活用などに向けた取り組みを進めることで、豊かな市民生活を実現します。

- ・「市民から見た行政満足度の向上」

市民ニーズを的確に把握して適切に対応できる職員を育成し、市民にとって真に必要で、良質かつ利便性の高い行政サービスを提供することにより、市民満足度の高い市政を実現します。

- ・「市民のための効率的・効果的な行政運営」

組織の機能向上と効率化、職員人件費の適正化、事務事業の最適化及び業務のアウトソーシングを推進し、効率的・効果的な行政運営を実現します。

- ・「市民が安心できる健全な財政運営」

合併特例措置の終了後も行政サービスを安定的・継続的に提供していくため、積極的な財源確保と抜本的な歳出の見直しを進め、将来にわたって市民が安心できる健全な財政運営を実現します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
市民満足度調査結果（満足度指数が中間値以上の項目の割合）	%	56.3	100
市民満足度調査結果（満足度指数が上昇した項目の割合）	%	87.5	100
当初予算での一般財源総額の抑制（財調基金繰入金分を除く）	億円	215	195
市債借入額	億円	50.3	20
公債費	億円	47	40

行政の主な取組

①市民とともに進めるまちづくり

- 既存の情報提供手段の活用に加え、新しい手法も検討しながら、積極的に市政情報を提供します。
- 市政情報を提供する際には、内容を分かりやすくしたり、情報量を適切に調整して読みやすくしたりするなど、効果的な情報提供を行います。
- 市民が市の計画策定や評価に主体的に関わる取組を推進し、市民意見の積極的な聴取と市政への反映に努めます。
- 市民と職員双方の協働に対する意識づくりを促進します。
- 公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な団体等やその核となる人材の育成に向けた取組や支援を行います。
- 協働に関する情報発信や、市の遊休施設の各種団体への譲渡・貸し出しなどの取り組みを推進します。
- 様々な団体等のアイデアや能力を生かした自主的な活動を支援したり、提案や要望を反映した事業を実施したり、市民参画による事業の実施など、協働・連携した取り組みを推進します。
- 各種団体等との既存の協定や連携の継続・充実を図るとともに、新たな連携・協働を推進します。
また、ほかの自治体との連携を強化し、相互協力による行政サービスの効率的・効果的な提供と行政課題に対する効果的な取組を推進します。

②市民満足度の高い行政運営と人材育成

- 延長窓口などの従来から行っている便利なサービスの周知に努め、利用促進を図るとともに、電子申請手続きなど、新たな利便性の高い行政サービスの拡充に向けた検討を進めます。
- 市民ニーズを的確に事業に反映させることで、効率的・効果的な事業実施につなげます。
- 各種研修の計画的な実施などにより、職員の能力の向上に努めるとともに、職員の自己啓発の推奨と支援を行います。
- 既存の人事評価制度を有効に活用するとともに、新たな人事評価制度による人材育成と処遇への反映を検討します。
- 部下の意欲を高めることができる管理監督者の育成を図るとともに、職員提案制度を推進するなど、職員の意欲の維持向上に努めます。
- 地方公務員としての職務を再認識し、市民の立場に立って職務を遂行するよう、各種研修などを実施し、職員の意識改革を図ります。

- 市役所全体に対する信頼が損なわれないよう、公務品質の向上やコンプライアンス（法令や社会規範、公務員倫理の遵守）の徹底を図り、信頼される市政を確立します。
- 積極的な情報の発信・公開により、行政運営の透明化を図ります。

③効率的・効果的な行政運営の推進

- 効率的・効果的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築を進めるとともに、職員任用の工夫や人材派遣の活用などにより、組織機能の維持・向上と効率化を図ります。
- 組織の見直しと併せて事務事業の最適化、アウトソーシングの推進などを進め、時間外勤務の縮減に取り組みます。
- 市役所内部の意思疎通や情報共有を深めるとともに、組織横断的なチームなどを有効に設置・活用し、政策推進に向けた機能の充実を図ります。
- 合併による行財政改革効果をより一層発揮するため、本庁機能の集約化について検討を進めます。
- 職員数と職員給与等の適正化に努め、職員人件費の適正化を進めます。
- 行政評価の実施により事業の費用対効果の検証を行い、施策目的を達成するために最も効率的・効果的な事業の実施・構成となるよう事務事業の最適化に向けた取組を進めます。
- 職員提案制度を活用した業務改善や事務処理の電子化、各職場における仕事のやり方の再点検と見直しを進めるなど、事務の効率化を推進します。
- 補助金等について、公益上の必要性の観点から見直しの検討・実施を進め、適切な制度運用と歳出の抑制を行います。
- 既存施設の廃止、統合、移譲などを視野に入れた公共施設の抜本的な見直しを進めるとともに、その効率的・効果的な管理・運営に努めます。
- 民間で実施することが可能であり、かつ、効率的・効果的にサービスを提供できる業務は、積極的にアウトソーシング（民営化、業務委託、指定管理者制度、人材派遣など）を推進します。

④持続可能な財政運営の推進

- 将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくため、積極的な財源の確保や受益者負担の適正化の取組を進めます。
- 財政規模のスリム化や地方公営企業会計と特別会計の経営健全化の取組を進め、合併特例措置終了後の歳入に見合った財政規模への転換に取り組みます。
- 予算の内容や財政状況を市民に分かりやすく積極的に公開することで、透明性の高い財政運営を推進します。

市民等の役割

- パブリックコメント、ご意見箱、審議会、アンケート等の意見の提出機会へ積極的に参加します。
- 市民団体やNPO等の共助組織の設立及び運営を行います。
- 自治会、市民団体、NPO等が行う活動へ積極的に参加します。

■関連する主な事業

- 行財政改革推進費

■関連する個別計画

- 第3次京丹後市行財政改革大綱（平成26年12月）
- 第3次京丹後市行財政改革推進計画（平成27年2月）予定
- 第3次京丹後市定員適正化計画（平成27年3月）予定
- 京丹後市職員人材育成基本方針（平成27年3月）予定
- 京丹後市アウトソーシング推進に関する指針（平成17年10月）
- 京丹後市市民と行政の協働推進指針（平成18年2月）
- 京丹後市組織・機構編成方針（平成17年10月）
- 補助金等に関する基本方針（平成24年9月）
- 公共施設の見直し方針（平成24年9月）

施 策 34 その他基礎的な事務事業

目 的

市の行政運営の基礎となる事務や業務を適切に実施し、円滑な行政運営に努めるとともに、国や府からの法定受託事務等について、法令や契約に基づき適切に実施します。

現状と課題

[現状]

- ・市の行政運営の基礎となる事務や業務、国や府からの法定受託事務等について、適切に実施しています。

[課題]

- ・職員人事評価結果の有効活用（能力・意欲の向上への活用及び処遇への反映）が必要です。
- ・各種届出、各種証明書等の申請手続きについて、市民への分かりやすい情報提供が必要です。
- ・特定事業主行動計画を見直す必要があります。
- ・住民満足拡大型職員の育成に向けた計画的・系統的な研修の実施と職員個々の自己研鑽が必要です。
- ・市内経済へ配慮しながらも公平適正で競争力を担保した入札制度の点検が絶えず必要です。
- ・市民の納税意識の向上が必要です。

方針 (めざす姿)

行政運営の基礎となる事務を適切に実施し、円滑な行政運営を行います。また、国や府からの法定受託事務等について、法令や契約に基づき適切に実施します。

めざす目標値

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
女性管理職員数（病院等医療職及び幼稚園・保育所を除く）	人	13	20
長時間労働者数（年間 360 時間以上の時間外勤務）	人	61（H25）	0
電子入札の導入	%	53	100
市税収納率	%	94.1	95.0

行政の主な取組

①市民サービスの基本となる事務の適切な実施

○住民票や戸籍等の各種証明書発行事務など、市民サービスの基本となる事務を適切に実施します。

②行政運営の基礎となる事務の適切な実施

○秘書・渉外、人事・労務管理、税金の徴収、財務、入札・契約、会計事務、庶務などの内部管理事務を適切に実施します。

○選挙管理委員会や公平委員会などの行政委員会や議会を運営するための事務を適切に実施します。

③法定受託事務等の適切な実施

○国・府政選挙事務、統計業務などの国や府からの法定受託事務等について、法令や契約に基づき適切に実施します。

市民等の役割

○市税への理解を深め、期限内納付を励行します。

■関連する主な事業

- | | |
|------------|-------------|
| ○職員研修会事務 | ○職員派遣研修事務 |
| ○文書・例規関係事務 | ○公務品質向上推進経費 |
| ○財政管理事務 | ○会計管理事務 |
| ○財産取得・管理事業 | ○庁舎管理事業 |
| ○庁舎整備事業 | ○入札・契約事務 |
| ○賦課徴収費 | |

■関連する個別計画

- 特定事業主行動計画（平成 27 年 4 月）予定